

消費者庁及び消費者委員会からの御意見等 に関する御回答 (案)

2023年4月26日 (水)

第43回 料金制度専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい点について

- 前回会合（第42回）では、消費者庁と消費者委員会（公共料金等専門調査会）から提示いただいている論点等について、事務局で作成した御回答案を御議論いただいた。
- 本日は、その後の審査の進捗などを踏まえ、事務局で更新した御回答案を御議論いただきたい。
- なお、エネルギー政策に関する論点等については、第40回会合で、資源エネルギー庁から説明があったところであり、本資料では、それ以外の論点等について記載している。

本資料の位置づけ

- 大手電力会社7社の特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）について、料金制度専門会合（以下「当会合」という。）で、中立的・客観的かつ専門的な観点から、査定方針案等を御検討いただけてきた。
- また、当会合においては、「公聴会」・「国民の声」を通じて寄せられた御意見や、関係省庁等からの御意見等を踏まえて、御審議をいただけてきた。
- その上で、本申請に関連し、これまでに以下のとおり、消費者庁から書面で御意見をいただき、消費者委員会（公共料金等専門調査会）から論点の提示をいただいた。（以下あわせて「書面意見等」という。）

【消費者庁】

- ◆ 消費者の視点からの疑問点・意見（2023年1月27日、2月15日、3月15日）

【消費者委員会（公共料金等専門調査会）】

- ◆ 電気規制料金値上げ認可申請に関する論点（2023年2月20日、3月13日）

- 今般、当会合として、本申請の査定方針案等を取りまとめるに当たり、本資料は、書面意見等について事務局で御回答案を記載したものである。なお、本資料では、書面意見等について、事務局で分野ごとに抜粋・整理している。
- また、「公聴会」・「国民の声」・消費者庁・消費者委員会を通じて、国民の皆様から寄せられた御意見等については、別途、御回答させていただきます。

1. 総論

2. 需要想定・供給力関連

3. 変動費関連

4. 固定費関連

5. 料金設定関連

6. 電力会社の不適切事案関連

7. その他

8. 参考資料（不適切事案関連）

①カルテル事案関連

②不正閲覧事案関連

総論（消費者庁からの御意見）①

直近実績の評価とコスト効率化

- 原価算定の適正性を判断するベースとなる、直近の実績（現行原価の現状）について、コスト効率化の取組は適切であると評価されるか。コスト効率化の取組は経年により深掘りされるべきであり、これまでの（過去10年程度）の取組を評価したうえで、さらなる深掘りを求めるべきである。その結果として、それぞれのコスト効率化の取組が、原価や料金にどのような定量的な効果を及ぼしているかを示す必要がある。
…各社ともに最大限の効率化を見込むとあるが、最大限の効率化であることを検証するにあたっての基準を示されたい。（何を以て最大限の効率化であると評価するのか。）
- それぞれの費用項目について、種別ごとに分解して経年変化を確認し、外的要因による変化とその外的要因を緩和するための対策について説明する必要がある。

当会合としての考え方

- 各事業者の効率化の取組については、過去実績を踏まえ、定量的に横比較を行いました。その上で、横比較の結果に基づき、各事業者の効率化係数を定め、各費目の査定に用いるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました。
- 具体的には、効率化係数の算定に当たり、固定的な費用（委託費や修繕費など）について、過去6年間の費用水準を確認し、コストの低い上位の事業者（発電部門については上位4社、販売部門については上位5社）の平均値をベンチマークとして、ベンチマークまで効率化の深掘りを求めることとしました。さらに、上位の事業者も含め、過去の実績が効率的ではないという可能性も考慮し、ベンチマークに上乗せして、全事業者に対し、3年で4.2%の更なる効率化も求めました。
- その結果、各事業者に対して、最大で23.0%の効率化を求める効率化係数を設定し、査定することとしました。

（続く）

総論（消費者庁からの御意見）①（続き）

当会合としての考え方

（続き）

- また、各事業者における調達状況について、
 - ①分野別（水力・火力など）／費目別（設備投資など）に調査を行うとともに、
 - ②競争入札の案件については入札数を調査し、
 - ③定期的に行われる工事などに着目し、調達状況の詳細な確認も行いました。
- これらの調査結果については、資料3-2及び資料3-3にまとめました。
- なお、費用項目の経年変化については、現行原価と今回申請との比較を行い、大幅に増加している場合にはその理由を確認するなど、適正な料金原価となるよう査定を行いました。

総論（消費者委員会からの御提示） ①

第2 料金値上げに関する事項

1 値上げの総論に関するもの

- 値上げの要因が除去された際は燃料費調整制度による調整のみならず、届出により速やかに料金値下げを実施すべきと考えるが、実効性はどのように担保されているか。その値下げ幅についても適切であったのかを検証を行うべきではないか。

当会合としての考え方

- 燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。
- その上で、
 - ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、
 - ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。
- 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。

総論（消費者委員会からの御提示）②

第2 料金値上げに関する事項

5 発販分離等事業形態の差異に関するもの

- 10社横並び（あるいは先に申請のあった5社横並び）で査定を行う場合、事業形態の差異をどのように査定に反映させているか。また、横並びで比較・査定する項目、個社別に査定する項目はどのようなルールに基づき決められているか。

当会合としての考え方

- 料金審査要領において、横並び比較を行うこととなっている費目として、例えば、人件費が挙げられます。
- その上で、発販分離会社（東京・中部）が存在することを考慮し、発電部門については東京・中部を除いた8社で比較し、販売部門については10社で比較するなど、事業形態の差異を踏まえて査定を行いました。

【参考】料金審査要領（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領）（抜粋）

<人員計画・人件費>

- 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、**他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。**

総論（消費者委員会からの御提示）③

第2 料金値上げに関する事項

7 事業者ごと値上げ幅の差異等に関するもの

- 事業者ごとに値上げ率に幅（28～45%）があるのはなぜか。値上げ幅の大きいところに特別な理由があるのか。

当会合としての考え方

- 改定率については、各事業者によって異なりますが、例えば、当初の申請時点で40%を超える改定率となっていた北陸・沖縄は、1980年以来、料金の値上げ改定をしていなかったことが一つの要因であると考えられます。
- また、現行原価と比較して、今回原価の電源構成では、原子力の割合が下がり、火力の割合が大きくなった場合（例：北陸・中国）などにおいて、改定率が大きくなる傾向があると承知しています。

総論（消費者委員会からの御提示）④

第2 料金値上げに関する事項

7 事業者ごと値上げ幅の差異等に関するもの

- 東日本大震災後に値上げ申請しなかった電力会社とそれ以外について査定においてどのような考慮がなされているのか。

当会合としての考え方

- 料金審査においては、ルールに基づき、原則として今後3年間の原価算定期間の料金原価について、審査を行います（いわゆるフォワードロックの考え方）。
- そのため、過去の料金値上げの有無に関わらず、料金審査要領に基づき、適正な料金原価となっているか、厳格かつ丁寧に審査を行いました。
- ただし、過去に料金値上げを行った事業者について、過去の査定方針で示された効率化目標などの達成状況を確認することは重要です。そのため、今回の料金審査においては、効率化目標などの達成状況を確認し、未達の場合は、その理由が合理的なものであるか確認を行いました。

総論（消費者委員会からの御提示）⑤

第3 消費者に対する周知等に関する事項

- 公聴会等における消費者の意見、疑問点にどのように対応しているか。

当会合としての考え方

- 公聴会には、当会合の委員や事務局も参加した上で、当会合にも結果概要を報告しており、いただいた御意見を踏まえつつ、審査を進めてきました。
- 例えば、今般、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者で原価等の再算定を行いました。これは、国民の皆様から「最新の燃料価格を反映させるべき」といった御意見をいただいたことを踏まえたものです。
- このように、国民の皆様からいただいた御意見を踏まえて、厳格かつ丁寧に審査を行いました。
- なお、「公聴会」や「国民の声」などで国民の皆様からいただいた御意見に対する当会合の御回答案は、別途お示ししています。

総論（消費者委員会からの御提示）⑥

第3 消費者に対する周知等に関する事項

- 消費者への情報提供（新料金体系への移行に向けた周知等）はどのように行うか。体制、周知期間は十分であるか。
- 新料金移行後に消費者への問合せ、苦情に丁寧に対応する体制を整えているか。

当会合としての考え方

- 電気事業法上、特定小売供給約款の認可を受けたときは、その実施の日の10日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示するといった取組が義務付けられています。
- 今回の料金改定の申請について、各事業者における周知方法や苦情処理体制は、第43回料金制度専門会合で事務局から報告したとおりです。また、今後、必要に応じて指導等を行っていく予定です。

総論（消費者委員会からの御提示）⑦

第3 消費者に対する周知等に関する事項

- 原価算定期間内の収入および販売電力量の実績値、見込み額について、定期的に消費者が理解しやすい形で公表すべきではないか。

当会合としての考え方

- みなし小売電気事業者は、「電気料金情報公開ガイドライン」に基づき、原価算定期間内の評価として、毎年度、事業者が、決算発表時等に、決算実績や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家が分かりやすい形で説明することが適当であるとされています。また、事業者においては、自社のHPで各年度の経営効率化の具体例や各年度の効率化実績（人件費などの費用項目ごと）などの情報発信を行っています。
- その上で、今回の料金改定についても、認可された場合には、各みなし小売電気事業者に対し、消費者にとって分かりやすい情報提供を行うよう求めていきたいと考えています。

総論（消費者委員会からの御提示）⑧

第4 原子力発電に関する事項

- 原子力発電の再稼働を算定期間内に織り込むために、安全対策工事費が大幅に増加されているが、対策費の内容と内訳について消費者に対して事前に明らかにする必要があるのではないか。
- 稼働が想定時期より遅れた場合、再値上げ申請を行うのか。再稼働が遅れた場合、どのように対応するか。

当会合としての考え方

- 原子力発電に係る費用（例：原子力関連の減価償却費・修繕費）については、他の発電と同様、審査の過程において一つ一つ精査し、適正な料金原価となっているか確認を行いました。また、その確認結果については、当会合において、適切にお示ししてきました。
- なお、再稼働時期に関する御質問について、料金改定を再度申請するかどうかは、各事業者の経営判断であると考えています。

1. 総論
- 2. 需要想定・供給力関連**
3. 変動費関連
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

需要想定・供給力関連（消費者庁からの御意見）①

需要/供給 電力量の見込み

- 料金設定の根幹として、需要電力量（及び供給電力量）の想定は、節電見込みや電源構成の変動等の反映等を含め、合理的なものとなっているか。審査にあたっての判断基準も併せて示されたい。

当会合としての考え方

- 料金算定に用いる需要想定・供給力については、電気事業法に基づいて、各事業者が経済産業大臣に毎年度提出する「供給計画」を基に、必要な整理・補正を行うことで策定されます。
- その上で、需要想定については、需要種別の需要の算定方法などを確認した結果、合理的でない手法や根拠に基づいた算定は確認されず、明らかに過去実績から乖離した想定となっていないことを確認しました。また、需要の算定において、節電効果、離脱影響、戻り需要などの影響も織り込まれていることを確認しました。
- 供給力についても、単価の安い電源を優先して運転することを原則としつつ、需給運用に係る制約（点検計画や燃料調達など）などを考慮して積み上げられており、合理的でない考え方に基づいた供給力の積上げは確認されませんでした。
- なお、北海道電力と東京電力EPは、料金算定の基とした供給計画の案を微修正し、2023年3月に、供給計画（2023計画）を経済産業大臣に届け出たことから、各費目の査定結果を踏まえた最終的な補正においては、2023計画を基に料金算定を行うこととします。

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
- 3. 変動費関連**
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

変動費関連（消費者庁からの御意見）①

燃料費・購入電力料

- 過去実績を申請原価の見込みに用いている場合は、直近の実績として、燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。
- 申請原価に見込まれている燃料費、購入電力料のコスト最適化（調達先の選定や発電効率など）は、具体的にどのように図られているか。審査にあたっての判断基準も併せて示されたい。

当会合としての考え方

- 燃料費や購入電力料の算定には、過去の実績値のほか、全日本の平均輸入価格（貿易統計価格）、スポット市場価格など、様々な価格が用いられています。
- その上で、各事業者においては、取引所取引におけるマッチングを行うことによって、電力スポット市場価格よりも高い自社火力発電や他社購入電力については、可能な限り、電力スポット市場からの調達に置き換えられることとなります。なお、マッチングを行う際のスポット市場価格としては、本年2月時点における電力先物価格を用いて、再算定を行うことを求めました。
- 加えて、燃料費については、今後契約更改を行うものを中心に、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求め、トップランナー査定を行うこととしています。
- また、購入電力料についても、各社における経営効率化努力と同等の効率化を求める、発電分離を行った会社におけるグループ内取引については、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化を求める、といった査定を行うこととしています。

変動費関連（消費者庁からの御意見）②

燃料費・購入電力料

- 燃料費の価格動向について、それぞれの種別で経年変化を説明すべき。外的要因として、ウクライナ情勢や為替変動を強調するのであれば、その影響を可視化する必要があるとともに、その影響が排除された場合の価格水準を見通す必要がある。
- 燃料費の価格動向については、申請時点から下落傾向にあるものもあるが、申請時点からの時点補正を行うべきではないか。
 - …燃料費調整制度については、消費者保護の観点から、上限は1.5倍までと設定されているところであり、基準価格をより低く設定することが望ましい。

当会合としての考え方

- 燃料価格の動向については、第37回会合においてお示ししており、ウクライナ情勢や為替変動などに伴い、大幅に上昇したものと承知しています。なお、国際的な燃料価格の動向について、その要因や影響を定量的にお示しすることは難しいと考えています。
- また、本年3月に行われた第38回会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めるとしました。この結果、一部の事業者を除いて、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。

変動費関連（消費者庁からの御意見）③

燃料費・購入電力料

- 直近の実績における単価引下げの取組をどのように評価しているか。また、その評価を踏まえて、今回申請における単価引下げの取組は徹底されていると評価しているか。
 - …例えば、A I 技術を活用したボイラー制御、高効率タービンの導入、発電所の石炭の受入品位緩和は、必要なコスト増を勘案して効果的かどうか評価し説明される必要がある。また、これらの取組を効果的であると評価するならば、他の電力会社へも波及・横展開すべきである。
 - …発電原価 = 電源構成 × 発電効率 × 燃料調達価格 × その他（為替等）と考えられるところ、それぞれの要素において最適化を図る取組がどのように取られてきたのか、取っていくのか、その定量的な効果も含めて説明する必要がある。

当会合としての考え方

- 燃料の調達方法は各社各様であり、燃料の調達価格も会社によって異なります。例えば、石炭については調達国や石炭の品位などによって、LNGについては契約期間や価格体系などによって、価格が異なります。
- 実際にどのような形で燃料調達の効率化を図るかは各社の創意工夫によるべきものと考えられますが、料金算定上は、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を各社に求め、トップランナー査定を行うこととしています。
- 燃料費の算定に当たっては、審査のルールに従って、燃料調達の数量及び価格が適正な水準となっているか、審査を行っています。その際、数量の適正性に関しては、電源構成や発電効率といった設備構成を含めて供給計画と整合的であること、原則として、メリットオーダーに基づき電源運用を行っていることを確認しました。

変動費関連（消費者庁からの御意見）④

燃料費・購入電力料

- 発電所の選択や利用率の想定について、メリットオーダーによる最適化を図ったものと説明されているが、徹底されているか評価する必要がある。
 - …単価が比較的高いにもかかわらず利用率が高いところはないか。
 - …単価が低い発電機の利用率をもっと上げられないのか。著しく利用率の低い発電機は停止することで管理コストが削減できるのではないか。
 - …メリットオーダーによる最適化を検討するにあたって、燃料費のみならず、管理コストも含めて比較されるべきではないか。
- ※ 申請原価に見込まれている総発電単価を、各発電所の発電機ごとに、電源、最大出力、発電単価、固定費（修繕費、減価償却費等）で見た発電単価、可変費（燃料費等）で見た発電単価、及び利用率を示して説明いただきたい。
- ※ 原子力発電については、事故時の賠償金や再処理費用等必要な費用を含めて説明が必要と考えられる。

当会合としての考え方

- 自社火力と他社火力について、発電燃料単価と運転中利用率の関係性を確認し、各社において、原則として、メリットオーダーに基づき電源運用を行っていることを確認しました。
- なお、料金改定の審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間（原則3年間）におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成のあり方については審査の対象外と考えています。

変動費関連（消費者庁からの御意見）⑤

燃料費・購入電力料

- 自社発電所による発電と他社発電の購入を合わせ見て、広域メリットオーダーによる最適化を評価（可視化）する必要があるのではないか。
 - …自社発電や他社発電を含めて、どこからどう購入するかはどのように決めているのか。
 - ※ 他社発電の購入と比較するにあたっては、自社発電の管理コストも含めて比較することになると考えられる。
- メリットオーダーを考えれば、さらなる再生可能エネルギーの導入が求められるが、その考え方を確認したい。

当会合としての考え方

- 自社火力と他社火力について、発電燃料単価と運転中利用率の関係性を確認し、各社において、原則として、メリットオーダーに基づき電源運用を行っていることを確認しました。
- なお、料金改定の審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間（原則3年間）におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成のあり方については審査の対象外と考えています。

変動費関連（消費者委員会からの御提示）①

第2 料金値上げに関する事項

1 値上げの総論に関するもの

- 一時期より為替レートは円高であり、為替レートを予測することは難しいものの値上幅を見直すべきではないか。また、過去において、為替レートの変動により料金の変更がなされた例を教えてください。

当会合としての考え方

- 本年3月に行われた第38回会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、一部の事業者を除いて、各社における料金改定率は、当初申請時よりも下がることとなりました。
- なお、東日本大震災以降、為替レートの変動のみを理由として料金改定が行われたことは無いと承知しています。（※為替レートの変動により、燃料価格が変動する場合がありますが、その影響は、燃料費調整制度に基づいて電気料金に反映されます。）

変動費関連（消費者委員会からの御提示）②

第2 料金値上げに関する事項

3 燃料費・購入電力量に関するもの

- 燃料費、購入電力料を抑制するために事業者がどのような努力をしているのか、その結果どの程度のコストが削減されたのかを把握しているか。
- 申請時点での燃料費の水準は過去の在庫を加味したものとなっているか。燃料コストの上昇があっても、料金への影響を最小限に抑制する具体的方策を各社から聞き取っているか。

当会合としての考え方

- 第31回・第40回会合において、各事業者から、燃料費削減に向けた取組について説明が行われています。例えば、調達先の分散化、専用船による輸送コストの低減、発電所の最適な運用などを通じて、調達費用の抑制に取り組んでいると承知しています。
- なお、燃料費について、原価算定期間（原則3年間）において、既存の燃料在庫を活用する場合は、それも含めて算定されます。

変動費関連（消費者委員会からの御提示）③

第2 料金値上げに関する事項

5 発販分離等事業形態の差異に関するもの

- 電力会社の事業形態は様々である。東京、中部は持株会社方式、その他7社（北海道、東北、北陸、関西、中国、四国、九州）は発電・小売親会社方式、沖縄は発・送・販が一体である。また、東京、中部の火力発電事業はJERAに統合されている。このような組織変更の点からも、消費者にとって理解が難しく、今回の料金値上げの受止めが難しくなっている一因でもある。今回の値上げの主要因は火力発電を中心とする燃料コストの上昇とのことだが、事業形態の差異、調達先の相違がある中、燃料コストはどのようなルールに基づき査定されているか。

当会合としての考え方

- 今般の料金改定申請において、小売部門と発電部門が一体となっている6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）については、自社の火力発電所を動かすために必要な燃料費を料金の原価として算入しています。一方、小売部門と発電部門が分社化している事業者（東京）については、自社に火力発電所がないため、燃料費は算入しておらず、費用の大宗を他社（グループ内の発電事業者であるJERAを含む）から電気を調達してくるために必要な購入電力料として算入しています。
- 小売部門と発電部門が一体となっている事業者においては、当該事業者が調達する燃料費について、今後契約更改を行うものを中心に、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求め、トップランナー査定を行うこととしています。
- 小売部門と発電部門が分社化している事業者においては、燃料費という費目はありませんが、グループ内の発電事業者からの調達が、市場における競争的な調達価格となっているか、という観点から特に丁寧に確認する必要があります。具体的には、市場価格と比較して適正な水準か、他社における相対購入契約と比較して適正な水準か、といった観点から査定を行うこととしています。

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
- 4. 固定費関連**
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

固定費関連（消費者庁からの御意見）①

発電設備

- 供給計画（運転計画）との整合性は確認されているか。
…特に、再稼働を見込んでいない原子力発電所への投資は適切な範囲のものであるか。
- 適切な投資コスト・管理コストとなっているか、その方式や手法等が効率的であるかを検証して評価する必要がある。
…特に、定期点検や更新工事等が適切かつ効率的（計画的）に行われているか。
- 減価償却費は、原価算入の対象としている設備の範囲等が合理的なものとなっているかなど、適切に見込まれているか。

当会合としての考え方

- 定期点検などの修繕に係る費用については、料金審査要領に基づき、過去5年間の過去実績を基にした基準をを目安（メルクマール）として査定することとなっています。直近5年間の過去実績を基にしたメルクマール（基準）超過分について、火力・水力などについては、一般的な修繕の範囲であることを踏まえ、メルクマール超過分の原価算入を認めないこととします。
- なお、安全審査や司法判断などに伴い、事業者の意志に関わらず、原子力発電所の停止が必要となり、原子力の修繕費のメルクマールが抑制されるため、北海道電力の泊発電所のメルクマール超過分（再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用を除く）については、効率化を前提として例外的に原価算入を認めることとします。
- また、減価償却費については、各設備の必要性を確認の上、電気事業に真に不可欠な設備とは認められないものについては、査定することとしています。その上で、料金算定規則及び料金審査要領に基づき、法人税上の減価償却方法と整合的であるかなど、合理的な織り込みとなっているか確認を行いました。

固定費関連（消費者庁からの御意見）②

発電設備

- 調達にあたって、実質的な競争が図られているかなど、コスト効率化にどのような工夫がされているかを検証し、その結果として、申請原価が適切なものとなっているかを評価する必要がある。
 - …単に競争入札率のみならず、各入札において実質的に競争が働いたか、結果としてのコスト効率化について単価の経年推移を検証する必要がある。（定期点検等の管理コストも含めて）

当会合としての考え方

- 各事業者の効率化の取組については、過去実績を踏まえ、定量的に横比較を行いました。その上で、横比較の結果に基づき、各事業者の効率化係数を定め、各費目の査定に用いるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました。
- 具体的には、効率化係数の算定に当たり、固定的な費用（委託費や修繕費など）について、過去6年間の費用水準を確認し、コストの低い上位の事業者（発電部門については上位4社、販売部門については上位5社）の平均値をベンチマークとして、ベンチマークまで効率化の深掘りを求めることとしました。さらに、上位の事業者も含め、過去の実績が効率的ではないという可能性も考慮し、ベンチマークに上乗せして、全事業者に対し、3年で4.2%の更なる効率化も求めました。
- その結果、各事業者に対して、最大で23.0%の効率化を求める効率化係数を設定し、査定することとしました。

（続く）

固定費関連（消費者庁からの御意見）②（続き）

当会合としての考え方

（続き）

- また、各事業者における調達状況について、
 - ①分野別（水力・火力など）／費目別（設備投資など）に調査を行うとともに、
 - ②競争入札の案件については入札数を調査し、
 - ③定期的に行われる工事などに着目し、調達状況の詳細な確認も行いました。
- これらの調査結果については、資料3-2及び資料3-3にまとめました。
- なお、費用項目の経年変化については、現行原価と今回申請との比較を行い、大幅に増加している場合にはその理由を確認するなど、適正な料金原価となるよう査定を行いました。

固定費関連（消費者庁からの御意見）③

人件費

- 政府が進める成長と分配の好循環の実現のため、公共料金とはいえ、人への投資の観点から、賃上げをどう見込むかも重要な視点である。

当会合としての考え方

- 料金審査要領では、従業員1人当たりの年間給与水準について、統計に基づく他産業の平均給与水準と比較しつつ査定を行うこととされています。また、エスカレーションについては、原則として原価への算入を認めないこととされています。
- これを踏まえ、「料金審査要領の原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないものの、最新の統計値に基づく再算定を行い、原価上の人件費が、申請額を上回らない範囲で変わることは許容する」こととしています。

【参考】料金審査要領（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領）（抜粋）

<人員計画・人件費>

第1節 基本的考え方

- 6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

固定費関連（消費者委員会からの御提示）①

第2 料金値上げに関する事項

2 人件費に関するもの

- 物価上昇を背景とする政府の賃上げ要請、消費者庁の人件費チェックポイント、先般の消費者委員会意見、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）の原価参入を原則として認めない電取委のルールのもとで、原価への織り込みをどう考えているか。

当会合としての考え方

- 料金審査要領では、従業員1人当たりの年間給与水準について、統計に基づく他産業の平均給与水準と比較しつつ査定を行うこととされています。また、エスカレーションについては、原則として原価への算入を認めないこととされています。
- これを踏まえ、「料金審査要領の原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないものの、最新の統計値に基づく再算定を行い、原価上の人件費が、申請額を上回らない範囲で変わることは許容する」こととしています。

【参考】料金審査要領（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領）（抜粋）

<人員計画・人件費>

第1節 基本的考え方

- 6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

固定費関連（消費者委員会からの御提示）②

第2 料金値上げに関する事項

2 人件費に関するもの

- 各社とも人件費が減少しているが、自然減による寄与分と効率化の結果による寄与分をわけて分析しているか。

当会合としての考え方

- 人件費のうち、人員数については、経年での変化や増減理由などを確認しています。
- その上で、人員数について、自然減による寄与分と効率化の結果による寄与分を明確に区別することは困難ですが、例えば、事業者からは、採用抑制や組織運営・業務体制の見直し（組織の統廃合・本店集約化等）などの効率化に取り組んできたとの説明がありました。
- また、1人当たりの給与水準については、料金審査要領に基づき、統計に基づく他産業の平均給与水準と比較しつつ査定を行います。

固定費関連（消費者委員会からの御提示）③

第2 料金値上げに関する事項

4 事業報酬に関するもの

- 事業報酬率算定は7対3を堅持することなく、申請時の資本構成に改めることが適切だと思われるが、そのような変更の可能性はあり得るか。

当会合としての考え方

- 規制料金の改定申請の審査は、料金算定規則などの法令に基づいて実施するものです。
- 御指摘の「7対3」の規定は、料金算定規則で定められており、各事業者は料金算定規則に基づき申請を行っています。
- その上で、申請が行われた後、法令を変更して遡及適用することは、法的安定性の問題があるため、困難です。
- そのため、いただいた御指摘は、資源エネルギー庁などの関係部局に共有し、今後の課題として検討します。

【参考】料金算定規則（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）（抜粋）

事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2～4 （略）

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（中略）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 （略）

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
4. 固定費関連
- 5. 料金設定関連**
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

料金設定関連（消費者庁からの御意見）①

申請原価を下回った場合の料金値下げ

- 料金改定後、原価が申請値を下回った場合、適切かつ確実に料金が値下げされることを担保する必要がある。
 - …託送料金については、原価低減の結果が料金に反映されない課題を解決するため、一定の規制期間（5年間）を設け、原価の洗い替えを行うこととされたが、規制料金についてはどのような考えか。
 - …託送料金におけるレベニューキャップでは、コスト効率化による収益の一部を認めることでコスト効率化のインセンティブを図ることとされたが、規制料金のコスト効率化の取組をどのように進めていくのか。
 - …燃料費が自動的に反映される燃料費調整制度により、燃料費が下がれば電気料金も下がることとなるが、メリットオーダー等による電源構成の変化が反映されないことでギャップが生じるのではないか。
- 改定料金適用後の事後確認はどのような体制で何をチェックするのかを明らかにし、料金水準の適正性を都度説明していくことが必要である。

当会合としての考え方

- 規制料金については、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるときには、経済産業大臣が料金変更認可申請命令を発動することとなります。
- なお、燃料費調整制度は、燃料価格の変動をより迅速に料金に反映させるためのものであり、電源構成まで変化させる仕組みとはなっておりません。いずれにせよ、上記の「事後評価」などを通じて、料金が適正な水準であるか、継続的に監視を行っていきます。

料金設定関連（消費者庁からの御意見）②

その他

- 料金設定にあたって、基本料金と電力量料金への振り分けは適切に行われているか。
 - …燃料費の高騰を理由とするのであれば、使用電力量に比例する電力量料金への振り分けが適切と考えられるかどうか。

当会合としての考え方

- 基本料金と電力量料金の設定については、当会合での議論を踏まえ、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であることから、基本料金は据え置く（RC制度の導入に伴う変動分の影響を除く）こととしております。

料金設定関連（消費者委員会からの御提示）①

第2 料金値上げに関する事項

5 発販分離等事業形態の差異に関するもの

- 事業形態の差異により、発電費用、販売費用、固定費の按分はどのようなルールに基づきなされているか。

6 自由化部門と規制部門に関するもの

- 自由化部門と規制部門が併存していることも、消費者にとって制度が複雑に感じ今回の値上げの理解が難しい一因となっている。自由化部門と規制部門の費用配分の方法はどうなっているか。

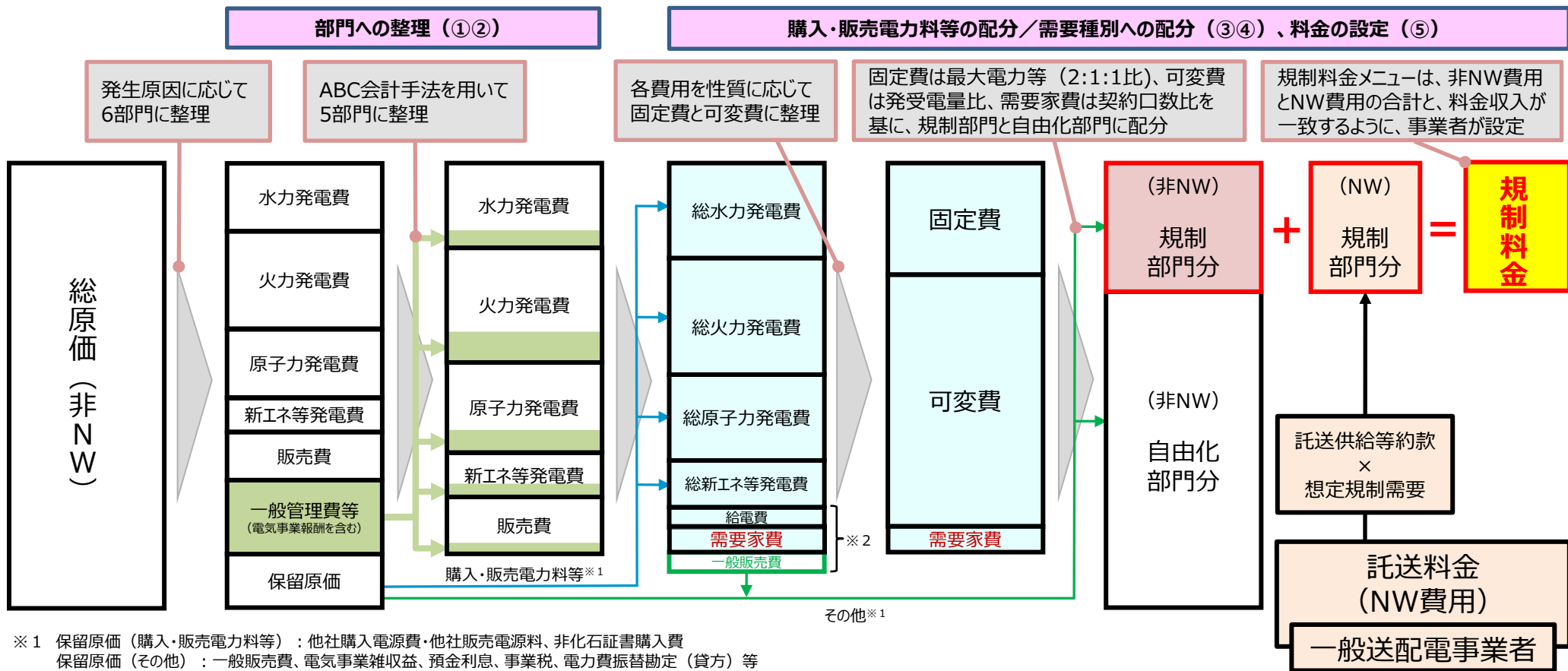
当会合としての考え方

- 料金算定規則に基づき、以下の手順に沿って、自由化部門と規制部門に費用配分を行うこととされています。
- ① みなし小売電気事業者（※）は、総原価（非ネットワーク費用に限る）を6部門（例：水力発電費、販売費）に整理した上で、一般管理費等を他部門へ配分することで、5部門の費用に整理します。
※沖縄電力は送配電部門との一体会社であり、NWを含む総原価から算定するなど、算定フローが一部異なることに留意。
 - ② その上で、5部門の費用に対して、購入・販売電力料等を配分し、さらに、各費用をその性質に応じて固定費・可変費に整理した上で、規制部門と自由化部門の2需要種別に配分します。
 - ③ なお、固定費は最大電力等（2:1:1比）、可変費は発受電量比、需要家費は契約口数比を基に、規制部門と自由化部門に配分します。

【参考】費用の配賦の概要

- みなし小売電気事業者（※）は、総原価（非ネットワーク（非NW）費用に限る）を**6部門へ整理（①）**した上で、**一般管理費等を他部門へ配分（②）**することで、5部門の費用に整理する。
- その上で、5部門の費用に対して、**購入・販売電力料等を配分（③）**する。さらに、各費用をその性質に応じて**固定費・可変費に整理した上で、規制部門と自由化部門の2需要種別に配分（④）**する。
- これらのプロセスを経て算定された規制部門分の非NW費用に、規制部門分のNW費用を加算した上で、電気の使用条件の差などを考慮して、**契約種別ごとの規制料金を設定（⑤）**する。

（※）沖縄電力は送配電部門との一体会社であり、NWを含む総原価から算定するなど、算定フローが一部異なることに留意。



※1 保留原価（購入・販売電力料等）：他社購入電源費・他社販売電源料、非化石証書購入費
保留原価（その他）：一般販売費、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定（貸方）等
※2 給電費：給電設備に係る費用
需要家費：調定及び集金に係る費用
一般販売費：その他販売に係る費用

料金設定関連（消費者委員会からの御提示）②

第2 料金値上げに関する事項

6 自由化部門と規制部門に関するもの

- 規制部門の利益率が必要以上に高くなっていないか。今回の値上げ認可後に燃料費が下落する局面に転じた際には、自由化部門から料金値下げが始まると想定されるが、その場合には、規制部門の料金が高止まりし、規制部門の利益率が必要以上に高くないか。
- 自由化部門の赤字を規制部門から補填するといった内部補助が行われていないかの確認はどのようになされているか。

当会合としての考え方

- 燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。
- その上で、
 - ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、
 - ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の必要の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。
- 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるときには料金変更認可申請命令を発動することとなります。（続く）

料金設定関連（消費者委員会からの御提示）②（続き）

当会合としての考え方

（続き）

- みなし小売電気事業者において、規制部門から自由化部門への内部補助が行われていないかを確認するため、省令（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則）に基づいて、規制部門と自由化部門に区分した「部門別収支計算書」を作成し、経済産業大臣に毎年度提出することが求められています。
- 経済産業大臣は、「部門別収支計算書」を基に、毎年度の決算後に自由化部門の収支を確認し、当該自由化部門に赤字が発生した場合は、その赤字額と事業者名を公表することとなっています。
- また、「事後評価」では、規制部門の電気事業利益率や超過利潤累積額のほか、直近2年度の自由化部門の収支が連続で赤字であるかどうかも確認しています。
- さらに、自由化部門については、コスト割れで電力供給を行っていないか、半年ごとにモニタリング（小売市場重点モニタリング）を実施しています。
- これらの取組を通じて、規制部門の利益率が必要以上に高くなっていないかなど、継続的に監視していきますが、既に電力小売は全面自由化されているため、需要家は、規制料金と自由料金について、自由に選択することが可能です。

料金設定関連（消費者委員会からの御提示）③

第2 料金値上げに関する事項

7 事業者ごと値上げ幅の差異等に関するもの

- 値上げ率の幅や今回料金値上げをしない電力会社があることにより、電力会社間における電気料金の格差が拡大する。生活必需財である電気料金について地域間格差が拡大することについてどの程度まで許容しようと考えているのか。
- 同一電力会社内において、契約区分（従量電灯B、従量電灯C等）により値上げ幅に差異がある理由を把握しているか。

当会合としての考え方

- 規制料金の改定申請では、料金原価が適正な水準であるか、といった視点から審査を行います。その際、需要特性や電源構成などにより、事業者間で料金水準に差が生じる場合もありますが、他の事業者との横比較を通じて、効率化努力が不足している場合には、更なる深掘りを求めるなど、事業者間で著しい差が生じないように審査を行います。
- また、一般論として、料金設定においては、電気の使用期間（年間の使用・短期間の使用）、使用時期（季節・時間）、使用規模（1口当たりの電力量・需要電力）などの電気の使用実態の違いがもたらす原価の差を反映して、契約種別ごとに異なる料金が設定されます。そのため、契約区分に応じて、値上げ幅に差異が生じる場合もあると承知しております。
- なお、政府としては、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額・強化を措置する方針であると承知しています。

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
- 6. 電力会社の不適切事案関連**
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

電力会社の不適切事案関連（消費者庁からの御意見）①

電力会社の不正事案

- カルテルの疑いや顧客情報の不正閲覧といった、電力会社の企業倫理上、消費者の信頼を損なう事案が続いている。これらの事案が料金へ与える影響を検証すべきである。

当会合としての考え方

- カルテル事案や不正閲覧事案については、小売電気事業者間の公正な競争や、一般送配電事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、極めて遺憾であるとともに、経済産業省として厳正に対応していくものと承知しています。
- その上で、御指摘を踏まえ、これらの不適切事案について、規制料金に影響を与える可能性のあるシナリオを検討しました。具体的には、カルテル事案によって、中国電力の特別高圧・高圧の電力価格が高止まり、その結果としてコストが高止まる可能性が考えられます。また、不正閲覧を通じて、新電力の顧客を獲得し、新電力を市場から退出させることで、市場の競争圧力が低下し、高コスト体質に繋がる可能性も考えられます。
- これらのシナリオについて、参考資料に記載したデータを用いて検証を行った限りでは、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されませんでした（※詳細は参考資料に記載しております）、不適切事案を通じて高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかと、といった疑念が払拭しきれないという可能性も考慮して、効率化の取組など、厳正に審査を行う必要があると考えています。
- そのため、高コスト体質が規制料金に影響を与えないよう、コストの低い上位の事業者をベンチマークとして、各事業者に対して効率化の深掘りを求めるとともに、上位の事業者も含め、過去の実績が効率的ではないという可能性も考慮し、ベンチマークに上乘せして、効率化の更なる深掘り（3年で4.2%）を求めることとしました。その結果、各事業者について、最大で23%の効率化を求める「効率化係数」を設定し、各費目の査定に当該係数を用いることとしました。

電力会社の不適切事案関連（消費者委員会からの御提示）①

第1 事業者の信頼性に関する事項

- 顧客情報の不正閲覧に関しては電力自由化の根幹を揺るがす事態であり、これを営業情報として用いたか否かを問わず閲覧しただけでも問題と考えるべきである。既に、ファイアーウォールの再構築を行った等の各社の対処が報道されているが、電力自由化における事業者に対する信頼性を壊す行為である。これに関する各社の認識について、該当しない社を含めて伺いたい。カルテル、景表法違反疑いについても同様に重大な問題であるので、各社の料金値上げ申請に影響していないのか検証すべきである。
- 情報漏洩問題について早期に詳細を明らかにし、再発防止の体制を整えるべきではないか。カルテル、景表法違反疑いも含め、実態が明らかになり再発防止策が取りまとめられた段階で消費者に説明する必要がある。
- 規制部門の赤字幅増大の要因として、新電力との契約を解除して規制料金に乗り換える利用者が多かったことがあげられるが、顧客情報漏洩問題との関連性について究明しているか。
- 送配電部門の中立性確保を徹底するため、2020年4月に、送配電部門の発電・小売部門からの分社化（法的分離）が義務付けられるとともに、行為規制遵守のための体制整備（アクセス制限等）が義務付けられていた。それにも関わらず漏洩は生じており、法的分離で十分といえるか。

当会合としての考え方

- カルテル事案や不正閲覧事案については、小売電気事業者間の公正な競争や、一般送配電事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、極めて遺憾であるとともに、経済産業省として厳正に対応していくものと承知しています。

（続く）

電力会社の不適切事案関連（消費者委員会からの御提示）①（続き）

当会合としての考え方

（続き）

- その上で、御指摘を踏まえ、これらの不適切事案について、規制料金に影響を与える可能性のあるシナリオを検討しました。具体的には、カルテル事案によって、中国電力の特別高圧・高圧の電力価格が高止まり、その結果としてコストが高止まる可能性が考えられます。また、不正閲覧を通じて、新電力の顧客を獲得し、新電力を市場から退出させることで、市場の競争圧力が低下し、高コスト体質に繋がる可能性も考えられます。
- これらのシナリオについて、参考資料に記載したデータを用いて検証を行った限りでは、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されませんでした（※詳細は参考資料に記載しております）、不適切事案を通じて高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかと、といった疑念が払拭しきれないという可能性も考慮して、効率化の取組など、厳正に審査を行う必要があると考えています。
- そのため、高コスト体質が規制料金に影響を与えないよう、コストの低い上位の事業者をベンチマークとして、各事業者に対して効率化の深掘りを求めるとともに、上位の事業者も含め、過去の実績が効率的ではないという可能性も考慮し、ベンチマークに上乘せして、効率化の更なる深掘り（3年で4.2%）を定めることとしました。その結果、各事業者について、最大で23%の効率化を求める「効率化係数」を設定し、各費目の査定に当該係数を用いることとしました。
- なお、「新電力との契約を解除して規制料金に乗り換える利用者が多かった」との御指摘については、燃料価格の高騰等に伴い、燃料費調整制度における上限が存在する規制料金が相対的に安価になったため、自由料金から規制料金にスイッチングした需要家が一定数存在したものと考えられます。（※今回、規制料金の改定申請を行っている事業者において、現時点で規制料金は赤字であるため、規制料金の需要家を獲得するインセンティブは少ないと考えられます。）

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. 参考資料（不適切事案関連）
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

その他（消費者委員会からの御提示）①

第2 料金値上げに関する事項

1 値上げの総論に関するもの

- 消費者保護の観点から激変緩和の措置が求められる。段階的に値上げするような代替案は考えられないか。

第6 制度全般に関する事項

3 自由料金に関するもの

- 今般の値上げに対して、電力会社及びエネ庁は消費者への負担軽減のためにどのような対策を講じるか。

当会合としての考え方

- 規制料金については、電気事業法において、「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」などの要件に適合している場合、経済産業大臣は「認可をしなければならない」とされています。そのため、規制料金の審査では、適正な原価となっているかなどを厳格かつ丁寧に審査していきますが、激変緩和については、審査とは別の枠組みで対応するものと考えています。
- その上で、経済産業省（資源エネルギー庁）では、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施し、本年1月使用分（2月請求分）から、規制料金・自由料金の区別なく、低圧については7円/kWh、高圧については3.5円/kWhの値引きが開始されていると承知しています。

その他（消費者委員会からの御提示）②

第4 原子力発電に関する事項

- 原発については安全性が何よりも重要である。原発稼働の安全性確保のためどのような取り組みを行っているのか。

当会合としての考え方

- 原子力発電所については、高い独立性を有する原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた場合のみ稼働することになっており、各事業者において、安全対策工事など、安全性向上に向けた取組を行っていることを承知しています。その上で、各事業者が、不断の安全性向上に取り組んで行くことが重要と考えています。

その他（消費者委員会からの御提示）③

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 再エネ賦課金としてかなりの負担を需要家に求めている。消費者の理解を求めるためにも、集めた再エネ賦課金の使途について、国及び電力会社は消費者に対して、定期的に分かりやすく説明する仕組みを検討する必要があるのではないか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）の執行に係るものであり、第40回料金制度専門会合で資源エネルギー庁から御回答したとおりです。

その他（消費者委員会からの御提示）④

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 電源構成（再エネ含む）の多様化を今後どのように促進していくのか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、電力政策に関するものであり、第40回料金制度専門会合で資源エネルギー庁から御回答したとおりです。

その他（消費者委員会からの御提示）⑤

第6 制度全般に関する事項

- 経過措置料金、燃料費調整制度上限は消費者保護の観点から重要な制度と考えている。セーフティネットとしての経過措置料金、燃料費調整制度の上限・あり方の今後についてどのように考えているか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、料金制度全体の在り方に関するものであり、第40回料金制度専門会合で資源エネルギー庁から御回答したとおりです。
- なお、経過措置料金の解除の基準については、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。

その他（消費者委員会からの御提示）⑥

第6 制度全般に関する事項

- 電力システム改革が、消費者にどのような影響やメリットをもたらしたのか消費者に情報提供する必要がある。また、今後の電力政策の方向性と消費者に与える影響を明らかにすべきではないか。特に、中長期的視点で電力の安定供給・レジリエンスと料金上昇の抑制の両立に向けどのような取り組みを行っていくのか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、電力政策に関するものであり、第40回料金制度専門会合で資源エネルギー庁から御回答したとおりです。
- なお、今回、料金改定申請が行われている規制料金については、資材調達等において効率化努力を求めるなど、適正な原価となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。

その他（消費者委員会からの御提示）⑦

第6 制度全般に関する事項

3 自由料金に関するもの

- デマンドレスポンス、料金メニュー多様化等消費者が実行できる行動の周知、普及はどのように行っているか。

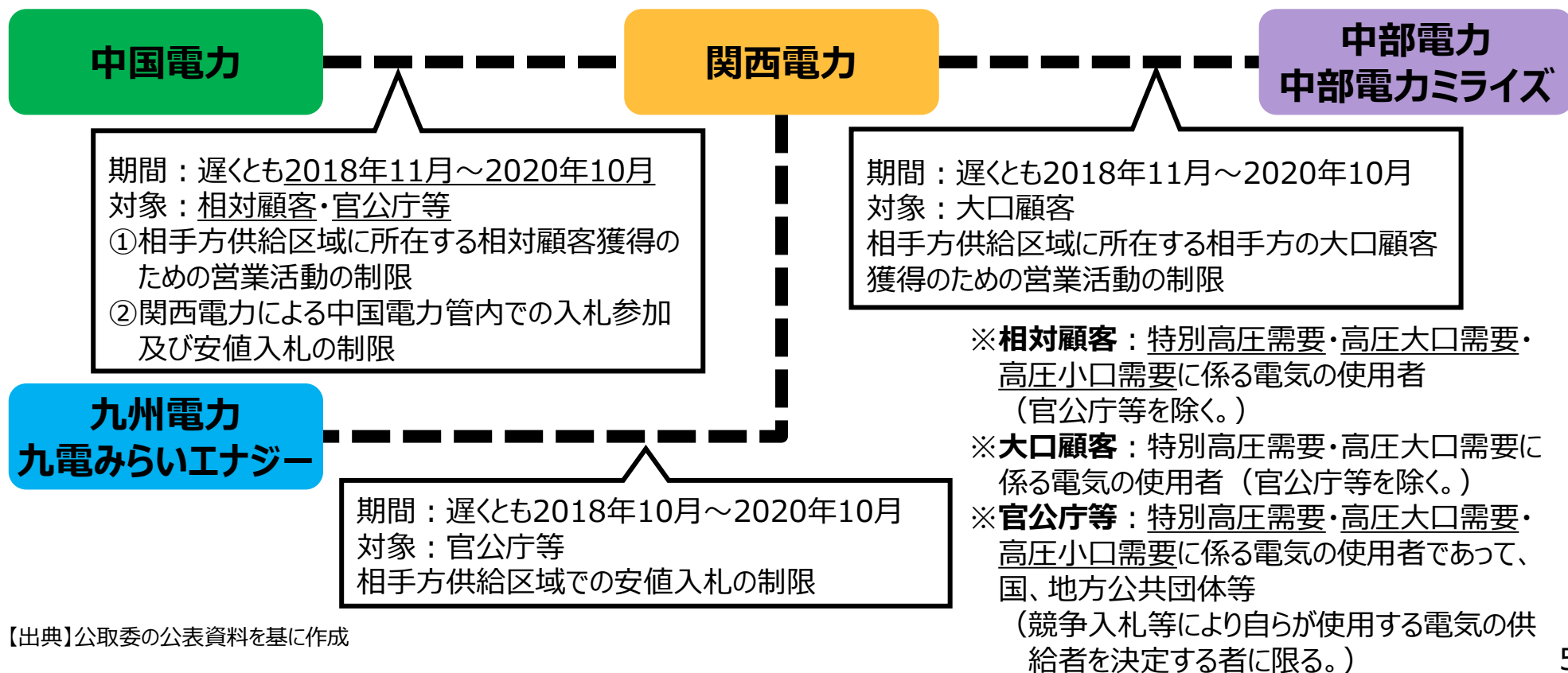
当会合としての考え方

- 今回、料金改定申請が行われている規制料金について、各事業者における周知方法や苦情処理体制は、第43回料金制度専門会合で事務局から報告したとおりです。
- その上で、自由料金に関していただいた御指摘のうち、国としての取組については、第40回料金制度専門会合で資源エネルギー庁から御回答したとおりです。
- なお、各事業者においては、例えば、自社のホームページで、節電方法を紹介するほか、需要家のライフスタイルに合わせた料金プランを紹介するといった取組が行われていると承知しています。

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. **参考資料（不適切事案関連）**
 - ① **カルテル事案関連**
 - ② 不正閲覧事案関連

カルテル事案の概要

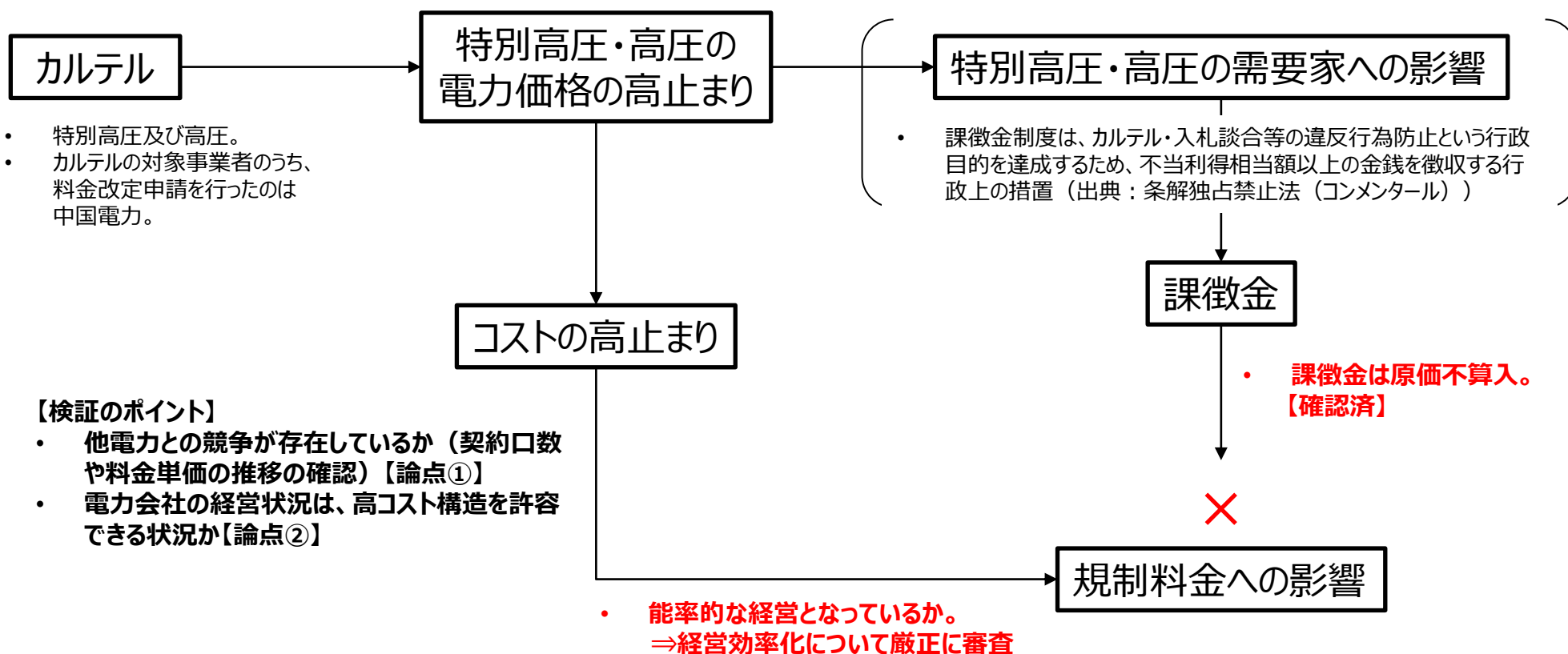
- 公正取引委員会の排除措置命令書等によれば、中部電力・中部電力ミライズ、中国電力、九州電力・九電みらいエナジーは、それぞれ、**2018年10月又は11月～2020年10月**の間、関西電力との間で、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する合意（カルテル）を行っていた。
- 電力各社によるカルテルは、電力システム改革の趣旨に反するものであり、極めて遺憾。
- 電力・ガス取引監視等委員会は、関係する電力各社に対し、電気事業法に基づく報告徴収を実施。現在、各社からの報告結果等を踏まえ、電力の適正な取引確保の観点から対応を検討。



【出典】公取委の公表資料を基に作成

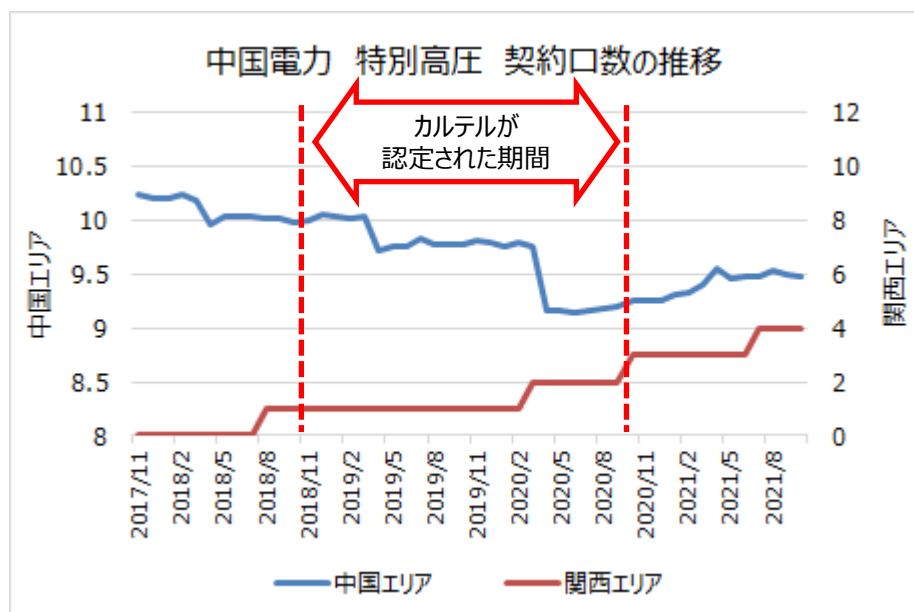
「カルテル事案が規制料金に与える影響の検証」と「審査の考え方」

- 料金改定を申請している事業者であって、**カルテル事案の対象**となっているのは**中国電力**である。
- カルテル事案は特別高圧・高圧分野におけるものであり、当該分野で価格が高止まったとしても、**低压分野の規制料金に直接影響を与えるものではない**。また、**課徴金が原価に算入されていないことは確認済**である。
- 他方、価格が高止まりし、中国電力は**高コスト体質となっていたのではないか**との疑念については、①**他電力との競争状況**はどうか、②**中国電力の経営状況**はどうか、を検証した。（※次ページ以降に詳述）
- その上で、**疑念を払拭する意味でも、コスト効率の良い他事業者と比較して効率化の深掘りを求めるなど、厳格に審査を行う。**

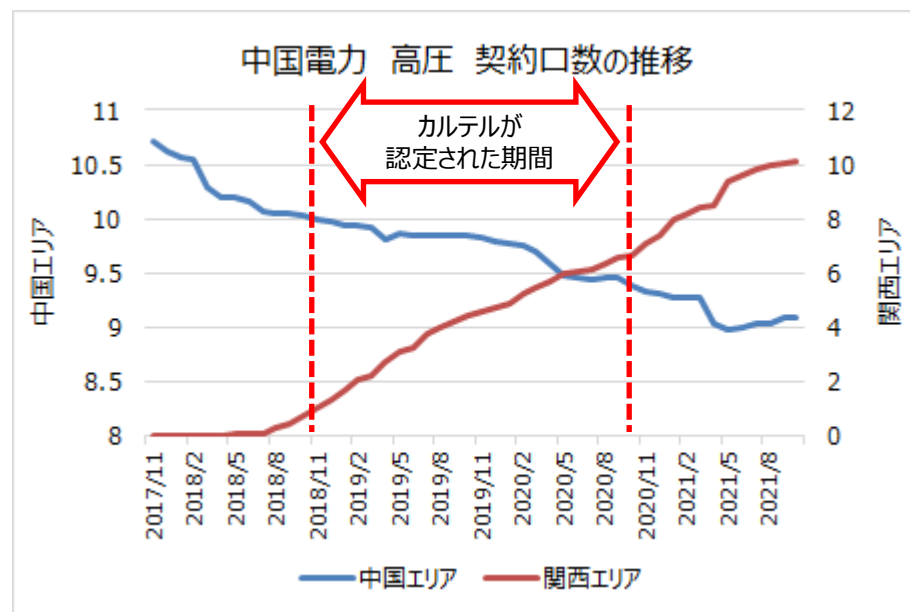


【論点① – 1】特別高圧・高圧分野の契約口数の推移（中国・関西）

- 中国エリア及び関西エリアにおける、中国電力の特別高圧・高圧分野の契約口数の推移は、以下のとおり。
- カルテルが認定された期間（2018年11月～2020年10月）においても、中国電力の関西エリアにおける契約口数は増加傾向にある一方、中国エリアにおける契約口数は減少傾向にある。



※ 上記の特別高圧のグラフは、2018年11月時点で、中国エリアにおける中国電力の契約口数を「10」とし、関西エリアにおける中国電力の契約口数を「1」として正規化したもの。

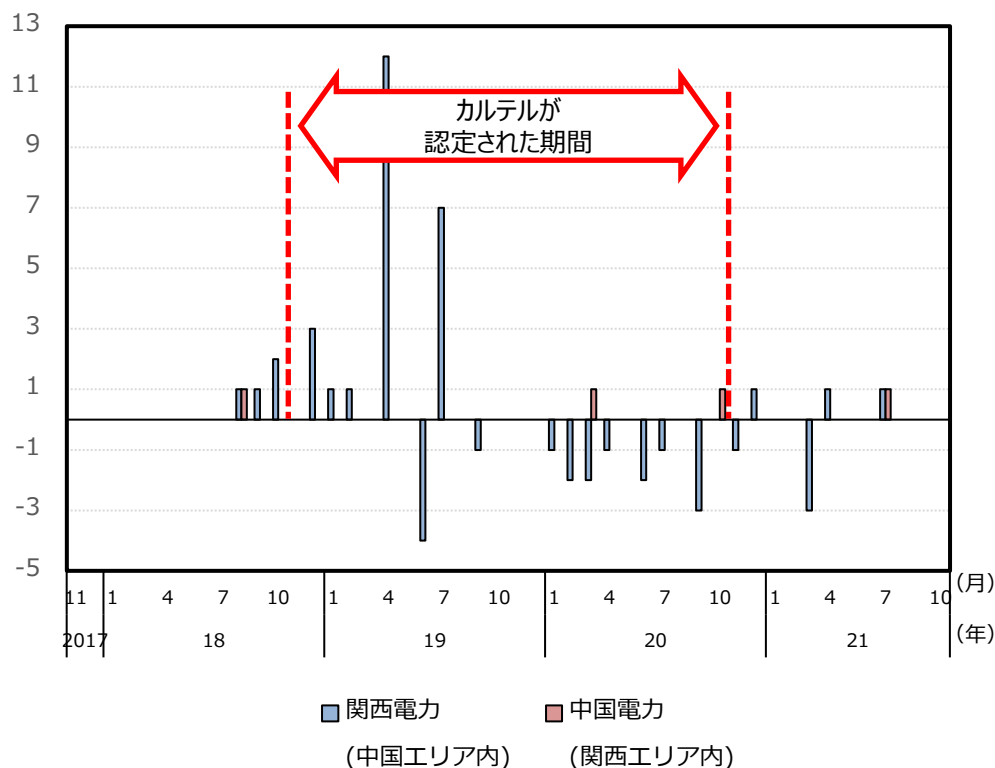


※ 上記の高圧のグラフは、2018年11月時点で、中国エリアにおける中国電力の契約口数を「10」とし、関西エリアにおける中国電力の契約口数を「1」として正規化したもの。

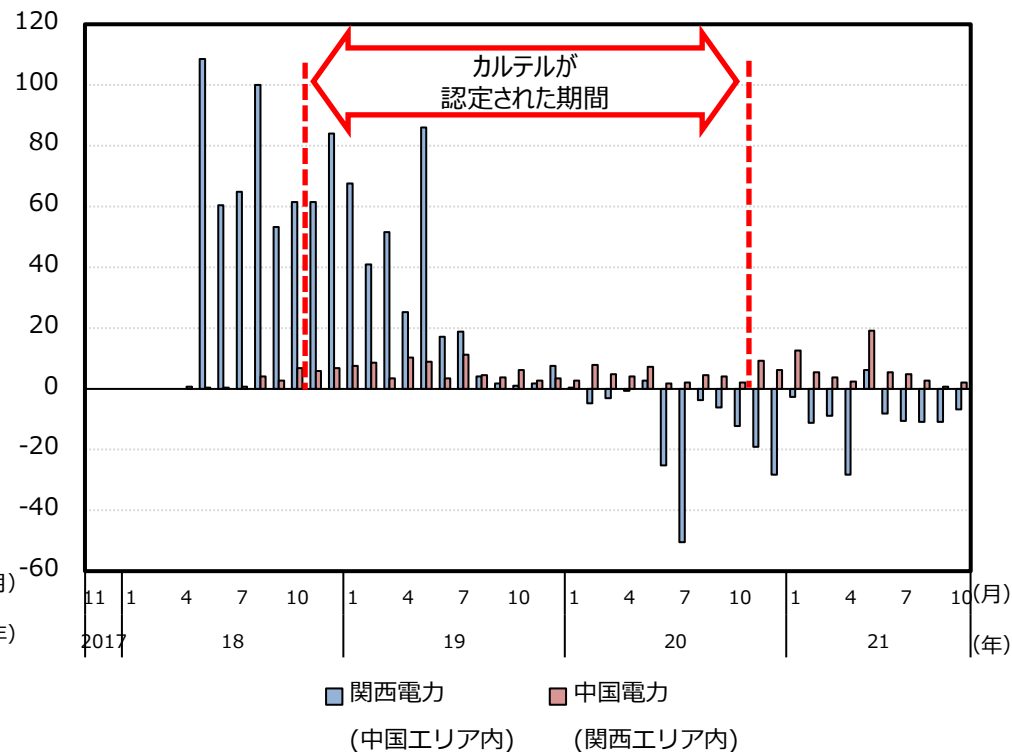
【論点①-1】域外進出の状況の推移（中国・関西）

- 公正取引委員会から、「旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、**価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいた**」との情報提供があった。
- **中国エリアにおける関西電力の契約口数と、関西エリアにおける中国電力の契約口数の月ごとの増減は、以下のとおりであり、両者の増減に明確な相関関係は見受けられなかった。**

特別高圧における契約口数の推移（前月差）



高圧における契約口数の推移（前月差）



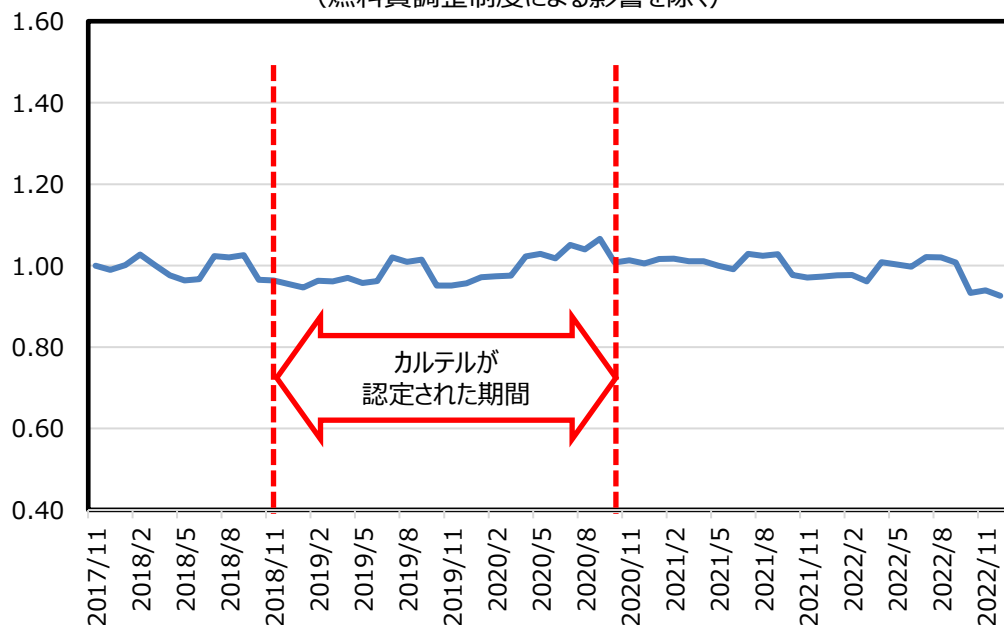
※ 上記の特別高圧のグラフは、2018年8月時点で、中国エリアにおける関西電力の契約口数の前月差を「1」として正規化したもの。

※ 上記の高圧のグラフは、2018年8月時点で、中国エリアにおける関西電力の契約口数の前月差を「100」として正規化したもの。

【論点①-2】特別高圧・高圧分野の料金単価の推移（中国）

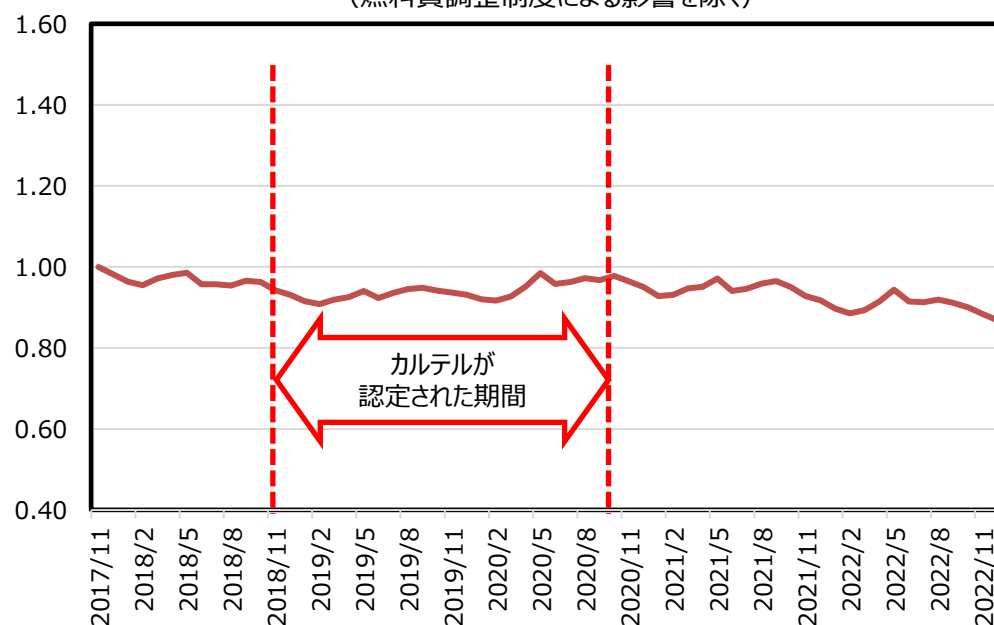
- 中国電力における特別高圧・高圧分野の料金単価（燃料費調整制度による影響を除く）の推移は、以下のとおりであり、中国電力の料金単価に明確な変化はみられない。

特別高圧の単価の推移
(燃料費調整制度による影響を除く)



※ 上記の特別高圧のグラフは、2017年11月時点を「1」として正規化したもの。

高圧の単価の推移
(燃料費調整制度による影響を除く)



※ 上記の高圧のグラフは、2017年11月時点を「1」として正規化したもの。

※ 料金単価は、特別高圧と高圧のそれぞれについて、販売額を販売電力量で除して算出。

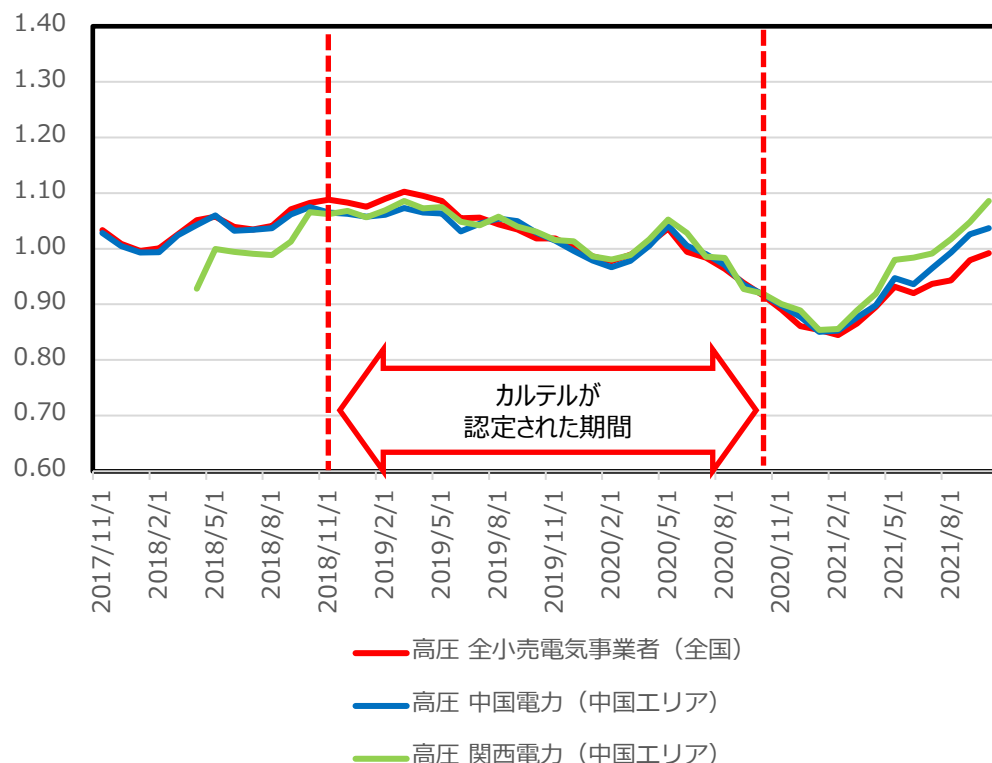
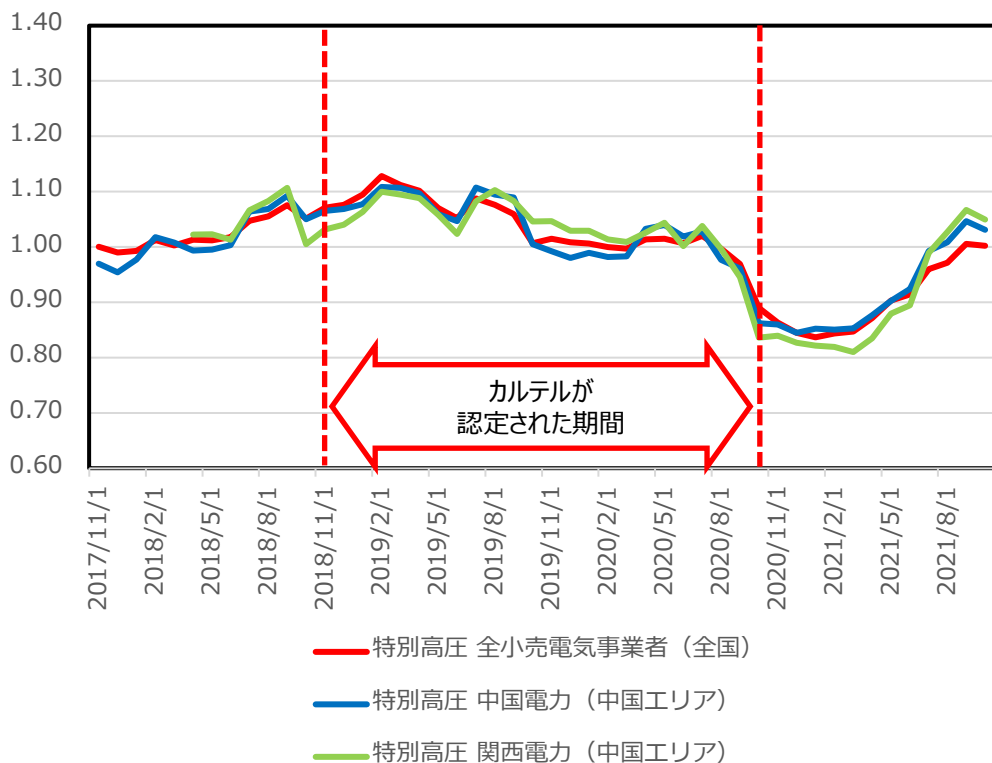
【論点①-2】特別高圧・高圧分野の料金単価の推移（中国エリア）

- 中国エリアの特別高圧・高圧分野における中国電力の料金単価、関西電力の料金単価及び全小売電気事業者の料金単価（平均）※の推移は以下のとおりであり、**中国電力の料金単価及び関西電力の料金単価は、他の事業者と概ね同様の傾向で推移している。**

※固定価格メニューや市場連動型メニューがあるため、比較にあたり中国電力・関西電力の料金単価に燃料費調整制度の影響を含めている。

特別高圧の単価の推移（中国エリア）

高圧の単価の推移（中国エリア）



※ 料金単価は、販売額を販売電力量で除して算出。

※ 上記のグラフは、いずれも2017年11月～2021年10月の平均販売価格を「1」として正規化したもの。

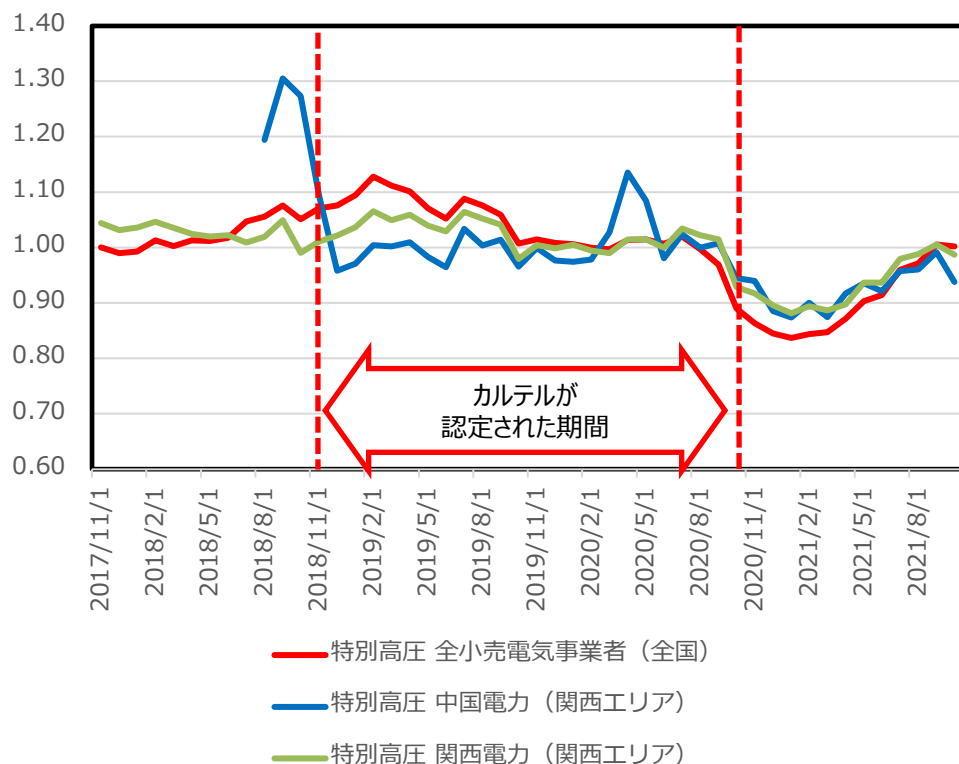
【出典】電力取引報

【論点①-2】特別高圧・高圧分野の料金単価の推移（関西エリア）

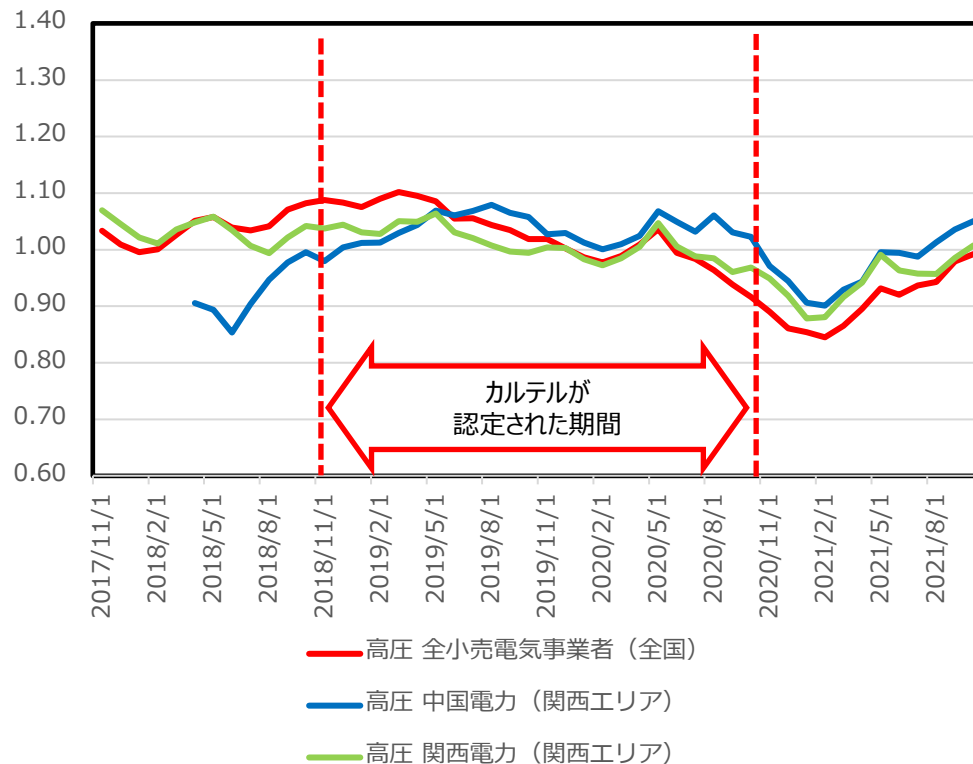
- 関西エリアの特別高圧・高圧分野における中国電力の料金単価、関西電力の料金単価及び全小売電気事業者の料金単価（平均）※の推移は以下のとおりであり、**中国電力の料金単価及び関西電力の料金単価は、他の事業者と概ね同様の傾向で推移している。**

※固定価格メニューや市場連動型メニューがあるため、比較にあたり中国電力・関西電力の料金単価に燃料費調整制度の影響を含めている。

特別高圧の単価の推移（関西エリア）



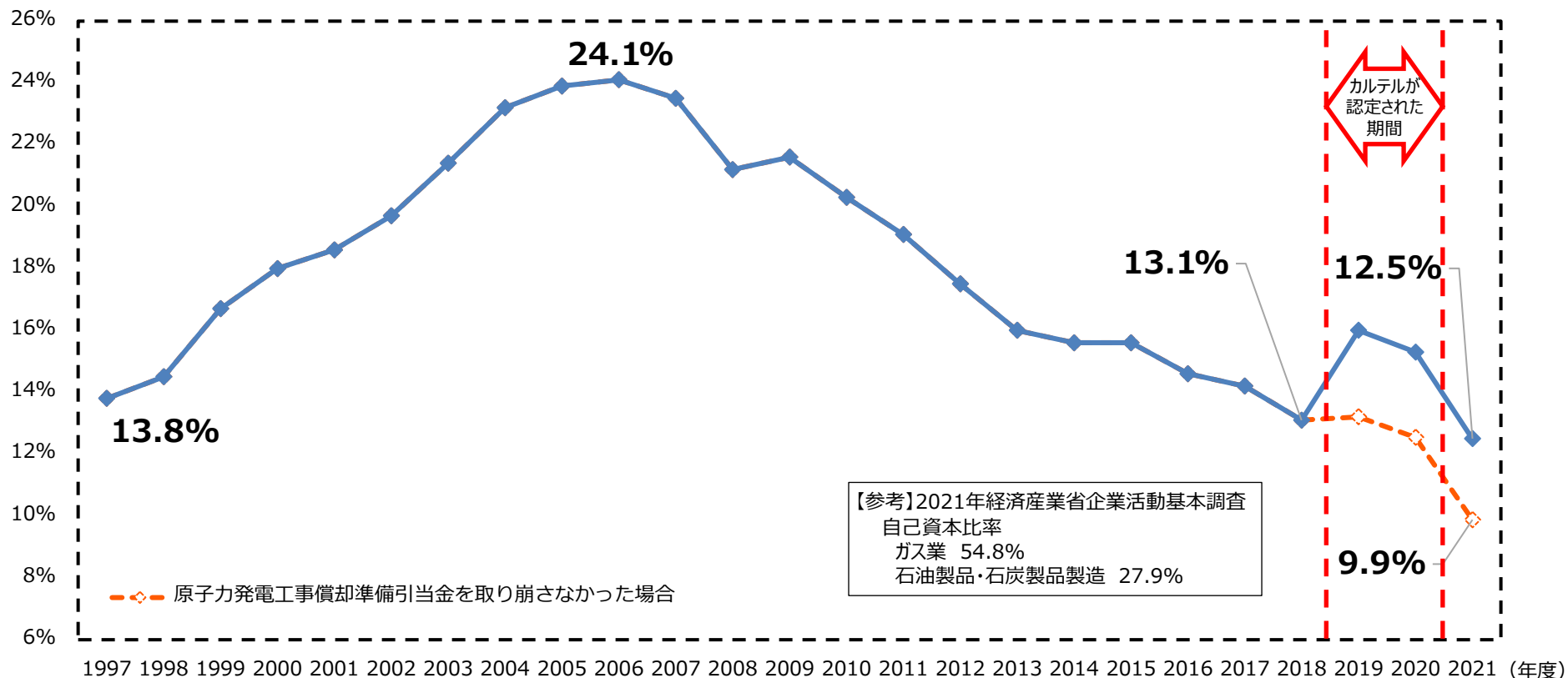
高圧の単価の推移（関西エリア）



※ 料金単価は、販売額を販売電力量で除して算出。
 ※ 上記のグラフは、いずれも2017年11月～2021年10月の平均販売価格を「1」として正規化したもの。

【論点②】中国電力の経営状況（自己資本比率の推移）

- 自己資本比率の推移をみると、2006年度をピークに低下傾向である。
- 近年は10%台で推移しており、他のエネルギー業に比してもかなり低い水準である。
- なお、2019年度に自己資本比率が上昇しているが、これは、原子力発電工事償却準備引当金※に関する省令改正に伴い、中国電力が当該引当金を取り崩したことによるものである。



【出典】有価証券報告書等により作成

※ 原子力発電所の建設という巨額の初期投資によって生じる電気事業者の損益の変動を防止するため、電気事業法の省令（原子力発電工事償却準備引当金に関する省令）に基づき、計上が義務づけられている引当金。2019年8月に省令改正が行われ、対象事業者が「有形固定資産について定率法によって減価償却を行う者」とされた。その上で、中国電力は定額法により減価償却を行っているため、当該引当金の対象外となり、2019年度に当該引当金を取り崩し（約860億円）。

1. 総論
2. 需要想定・供給力関連
3. 変動費関連
4. 固定費関連
5. 料金設定関連
6. 電力会社の不適切事案関連
7. その他
8. **参考資料（不適切事案関連）**
 - ①カルテル事案関連
 - ②不正閲覧事案関連

不正閲覧事案の概要①

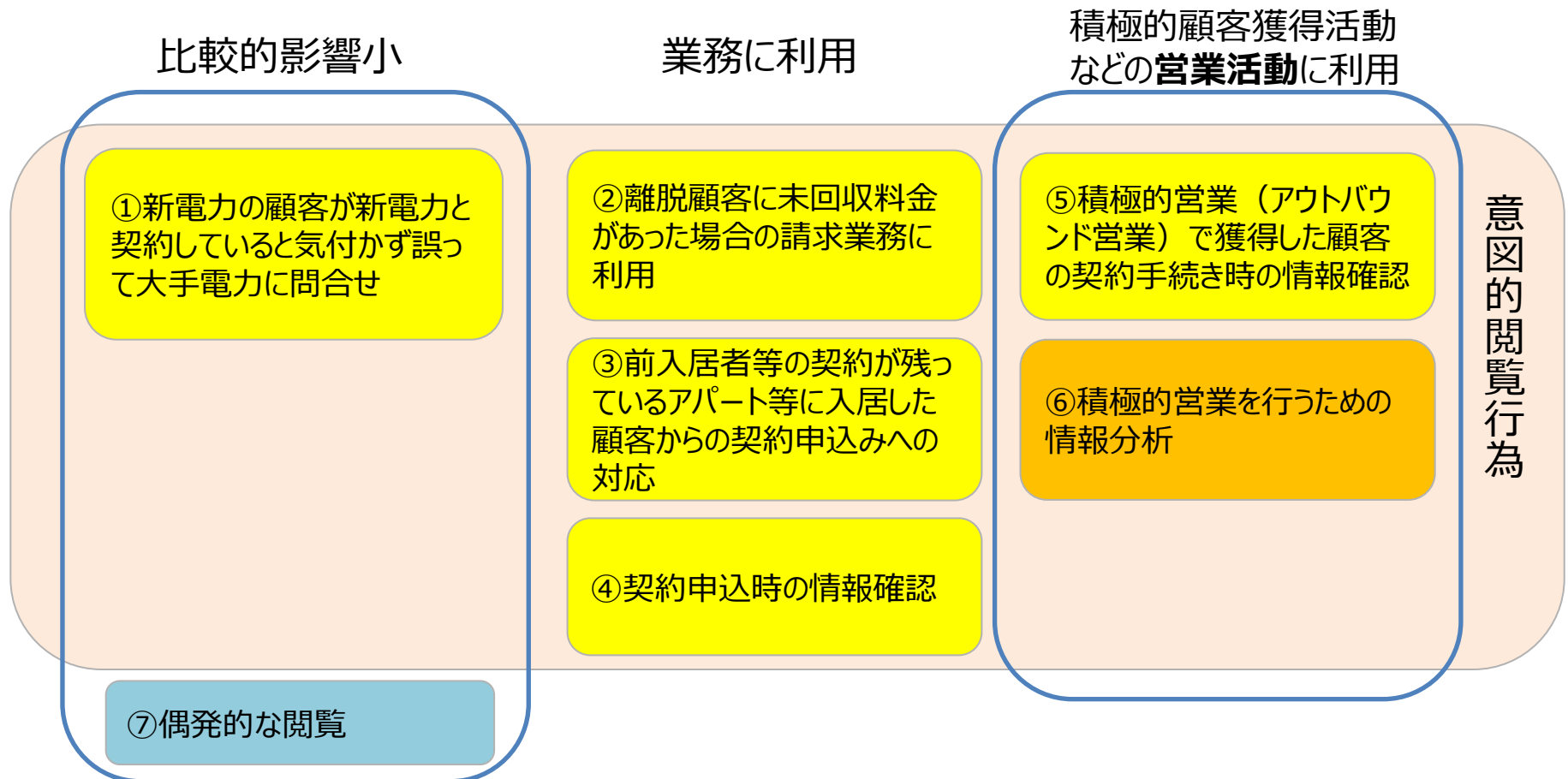
- 昨年末、関西電力送配電から新電力の顧客情報が関西電力側から閲覧可能になっており、実際に多数の関西電力社員・委託先から閲覧していた一報があり、電取委では、全事業者に対してアクセスログ解析等の緊急点検を指示。
- 一部事業者には電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を実施。調査結果を踏まえ、3月31日付けで当委員会より経済産業大臣宛てに、関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力及び中国電力ネットワークの5社に対して業務改善命令を行うよう勧告を実施。

| 一般送配電事業者名 | 緊急点検指示 | 報告徴収 | 立入検査 |
|-----------|--------|------|------|
| 関西電力送配電 | ○ | ○ | ○ |
| 九州電力送配電 | ○ | ○ | ○ |
| 中国電力NW | ○ | ○ | |
| 中部電力PG | ○ | ○ | ○ |
| 東北電力NW | ○ | ○ | |
| 四国電力送配電 | ○ | ○ | |
| 沖縄電力 | ○ | ○ | |
| 北海道電力NW | ○ | | |
| 東京電力PG | ○ | | |
| 北陸電力送配電 | ○ | | |

| みなし小売事業者名 | 緊急点検指示 | 報告徴収 | 立入検査 | 営業活動への利用 |
|-----------|--------|------|------|----------|
| 関西電力 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 九州電力 | ○ | ○ | ○ | |
| 中国電力 | ○ | ○ | | |
| 中部電力MZ | ○ | ○ | ○ | |
| 東北電力 | ○ | ○ | | |
| 四国電力 | ○ | ○ | | |
| 沖縄電力 | ○ | ○ | | |
| 北海道電力 | ○ | | | |
| 東京電力EP | ○ | | | |
| 北陸電力 | ○ | | | |

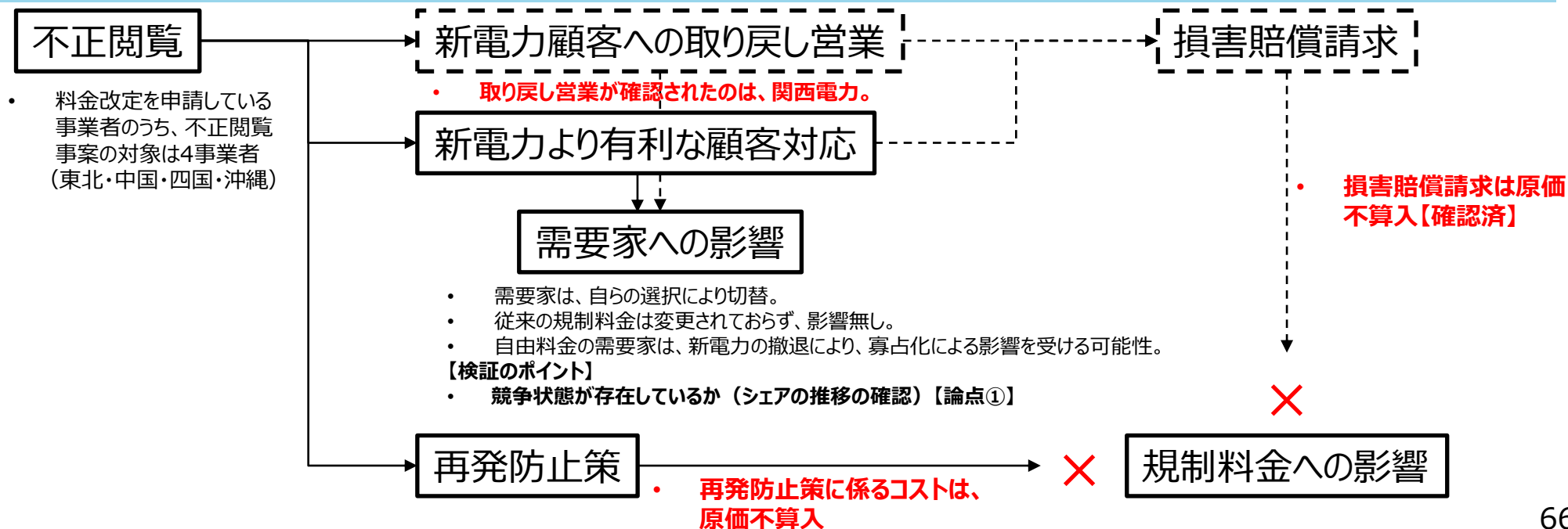
不正閲覧事案の概要②

- 関西電力の社員の一部は、積極的顧客獲得活動などの**営業活動**に利用するため**新電力顧客情報を不正閲覧**。
- その他の事案では、顧客からの問合せ対応等のために閲覧したものであるが、新電力が閲覧できない情報を大手電力社員が**意図的に閲覧**する行為は、**電気事業法の趣旨に照らして不適切**。



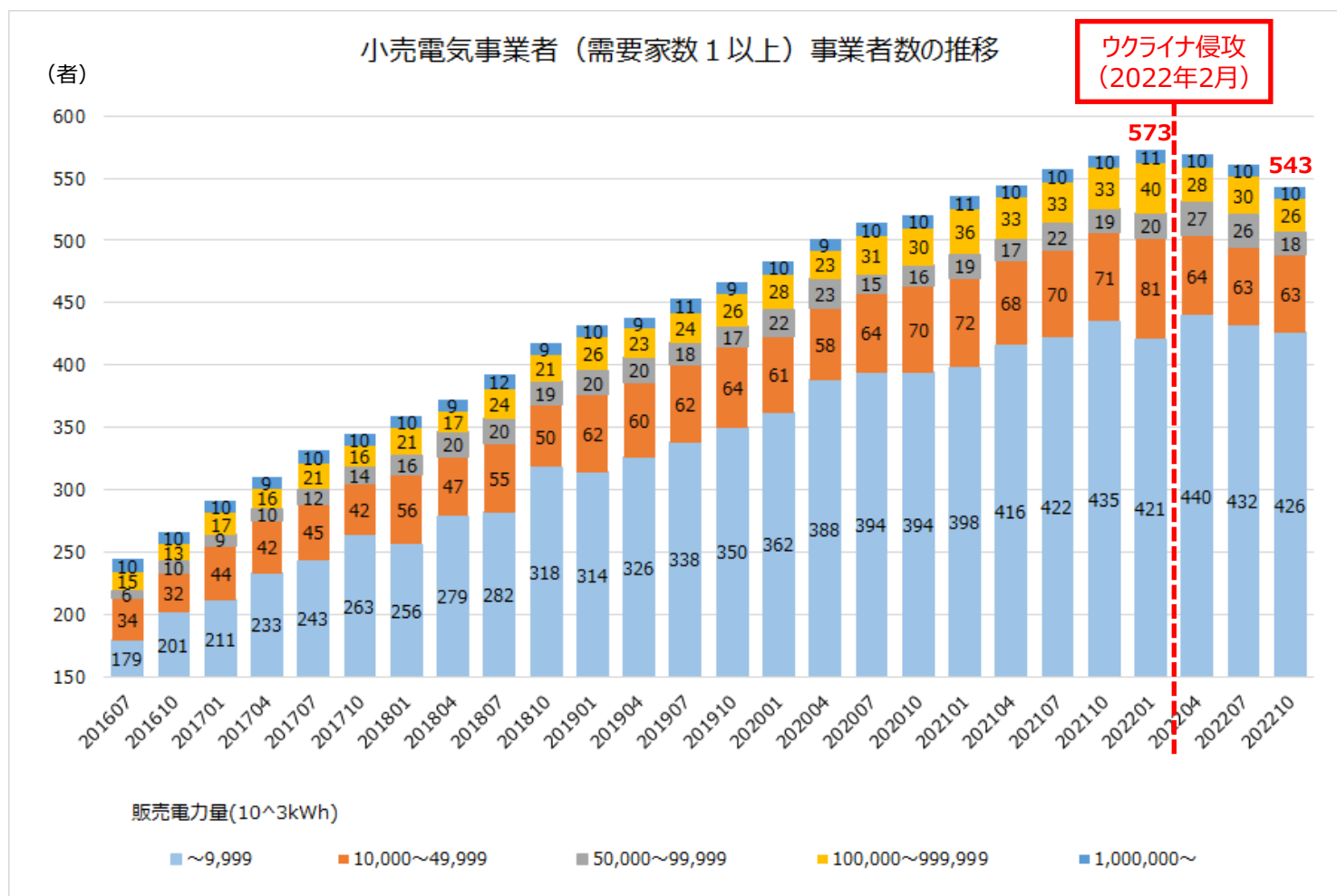
「不正閲覧事案が規制料金に与える影響の検証」と「審査の考え方」

- 料金改定を申請している事業者であって、**不正閲覧事案の対象**となっているのは、**東北電力・中国電力・四国電力・沖縄電力の4事業者**である（なお、営業活動に利用するために不正閲覧を行ったのは関西電力）。
- これらは顧客からの問合せ対応等のために閲覧したもので、不適切な行為ではあることに疑いの余地は無いが、そのことが規制料金に直接影響を与えるものではない。また、今後、再発防止策を講じる際に費用が生じる可能性はあるが、事案の発覚は昨年12月以降（申請以降）であり、今回の原価には含まれていない。
- 他方で、こうした**不正行為を通じて新電力の顧客を獲得し、新電力を市場から退出させることで、市場の競争圧力が低下し、高コスト体質に繋がるのではないか**との疑念については、市場の競争状況を検証した。
（※次ページ以降に詳述）
- その上で、**疑念を払拭する意味でも、コスト効率の良い他事業者と比較して効率化の深掘りを求めるなど、厳格に審査を行う。**



【論点① – 1】需要家を有する小売電気事業者数の推移

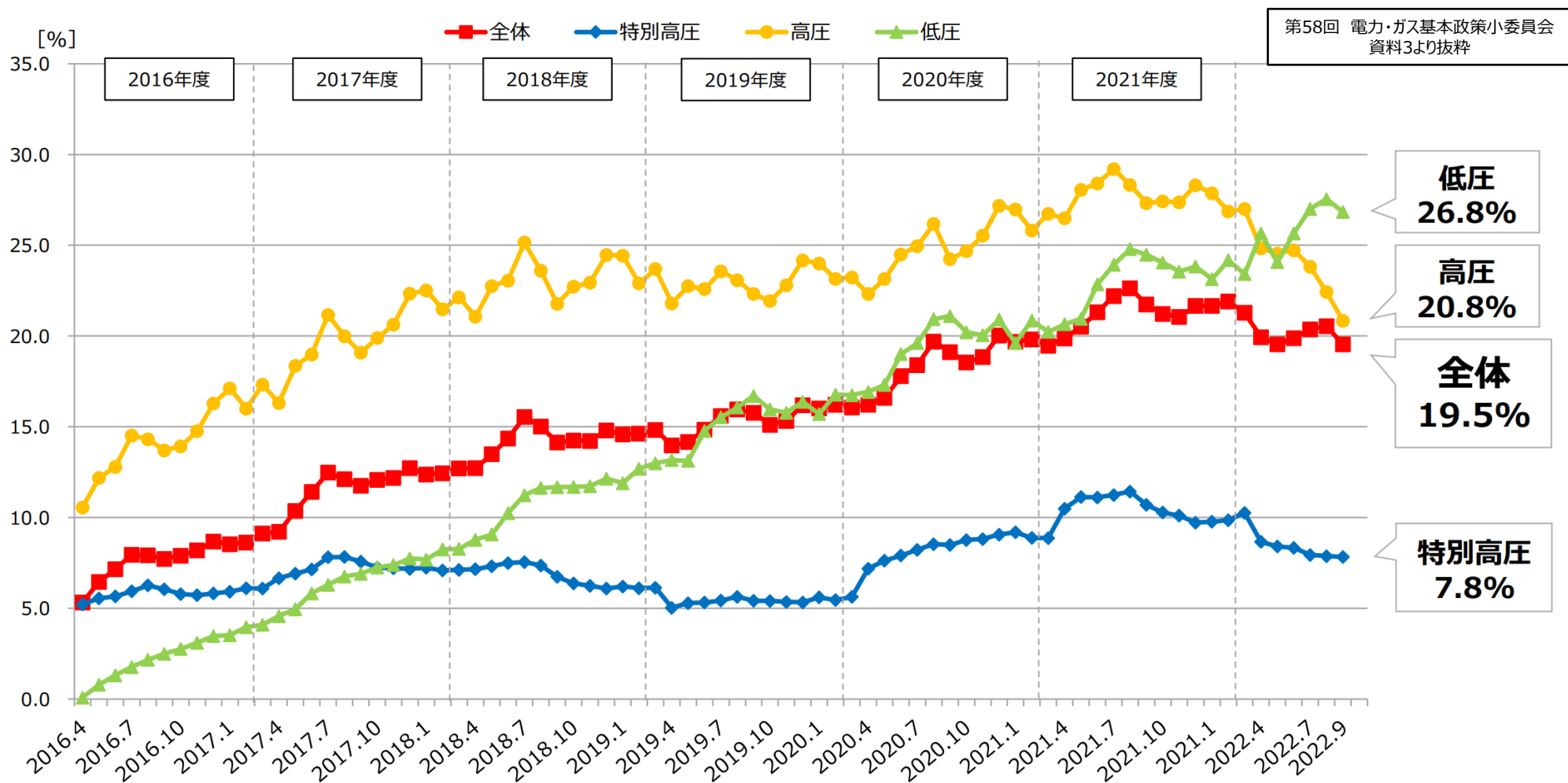
- ロシアによるウクライナ侵攻（2022年2月）に伴う燃料価格高騰以前において、需要家を有する小売電気事業者数は一貫して増加していた。
- その後、燃料価格高騰などを背景に、やや減少傾向にあるが、市場の寡占化が進んでいるとは言えない。



【出典】電力取引報

【論点① – 2】新電力のシェアの推移（全国）

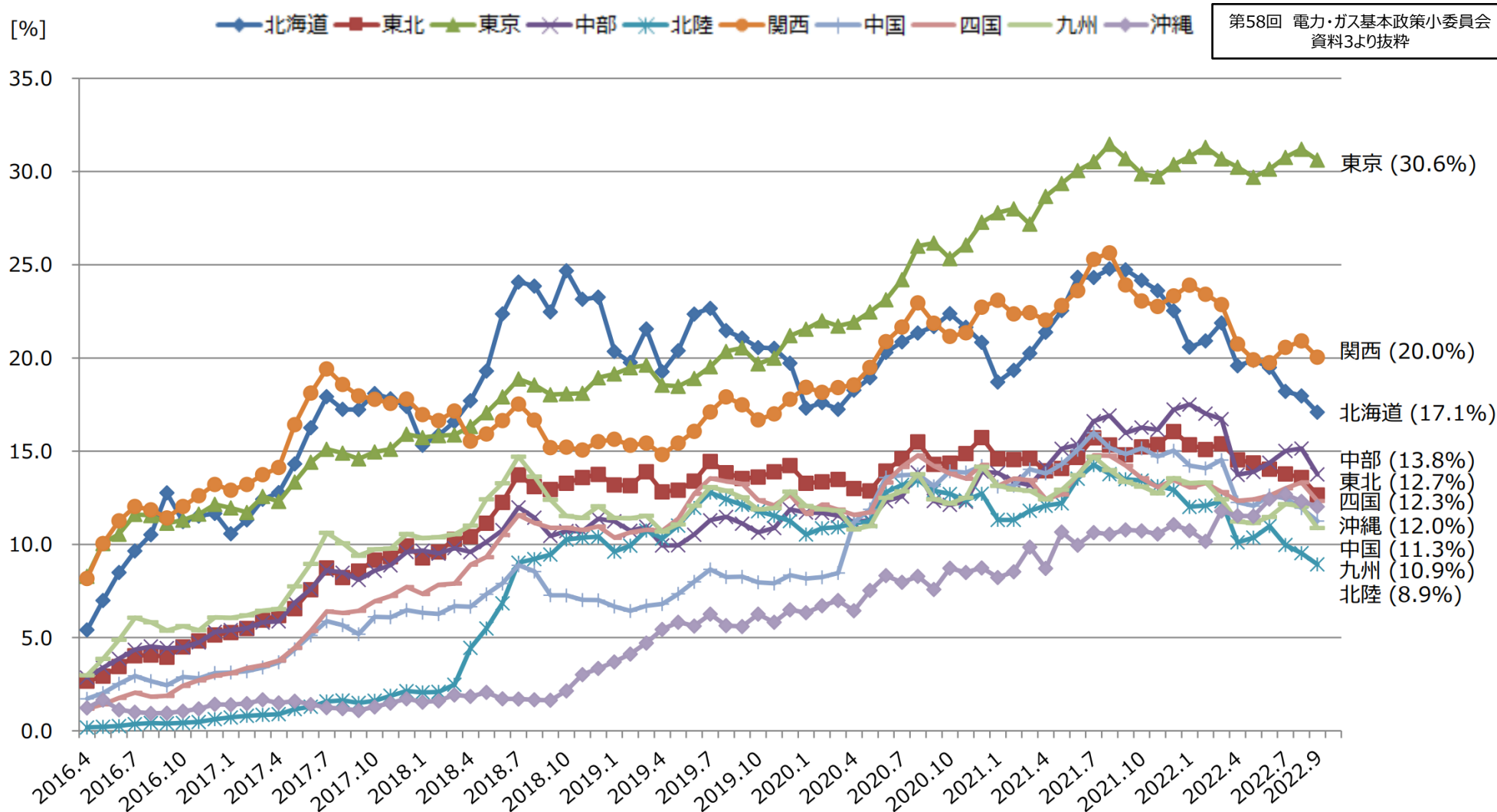
- 特別高圧・高圧・低圧のそれぞれについて、新電力のシェアの推移をみると、増減はあるものの、総じてシェアは拡大傾向である。特に、低圧では、一貫して新電力のシェアが増加している。



※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力（旧一般電気事業者）を含まず、大手電力の子会社を含む。
 ※シェアは販売電力量ベースで算出したもの。

【論点① – 2】新電力のシェアの推移（供給区域別・全電圧合計）

- 供給区域別の新電力のシェア（全電圧合計）の推移は下図のとおり。



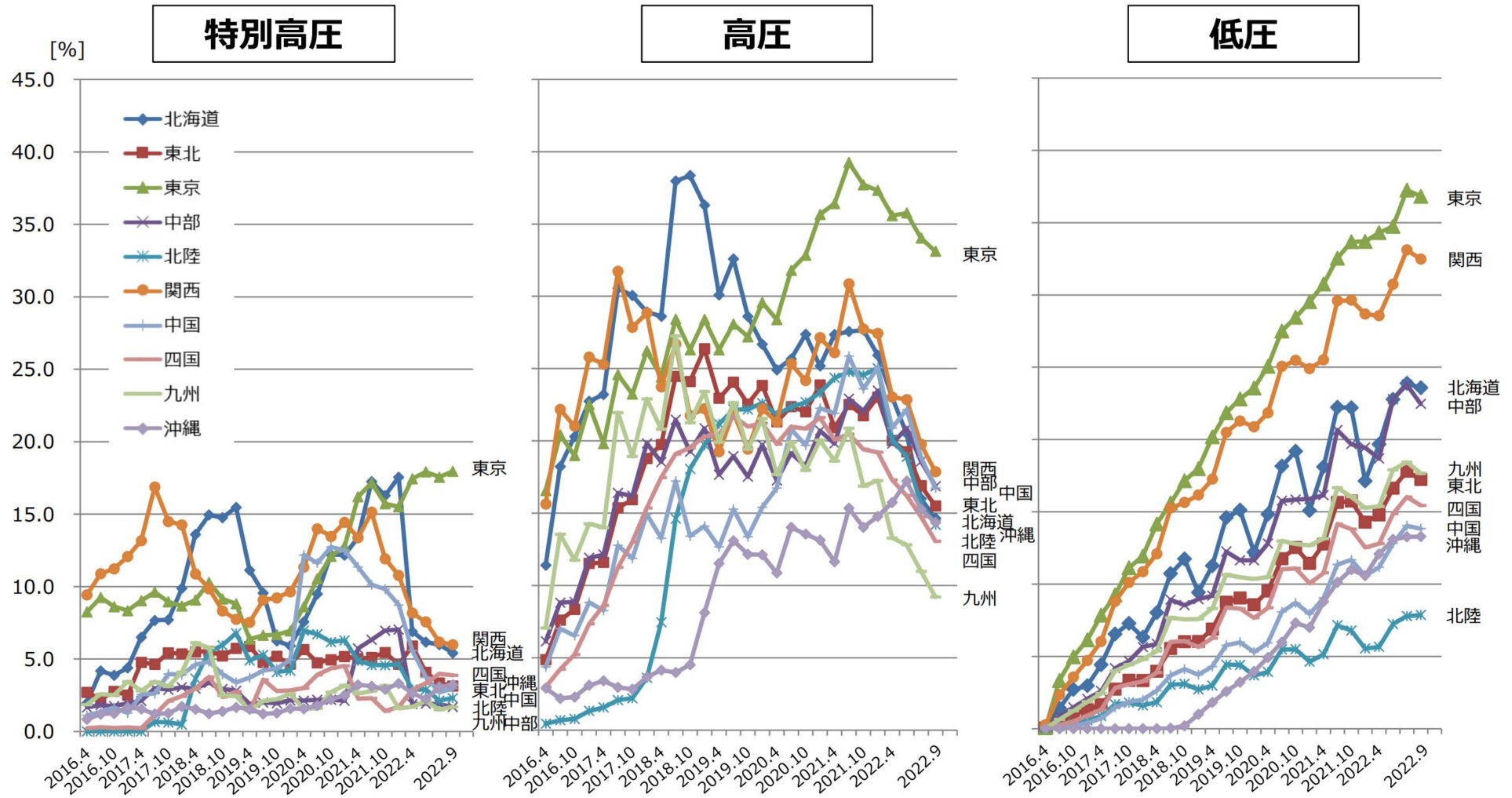
※シェアは各供給区域において、大手電力（旧一般電気事業者）以外の新電力の販売量を、供給区域内の全販売量で除したもの。
 ※上記「新電力」には、供給区域外の手電力を含まず、大手電力の子会社を含む。

（出所）電力取引報

【論点① – 2】新電力のシェアの推移（供給区域別・電圧別）

- 供給区域別の新電力のシェア（電圧別）の推移は下図のとおり。

第58回 電力・ガス基本政策小委員会
資料3より抜粋



※シェアは各供給区域において、大手電力（旧一般電気事業者）以外の新電力の販売量を、供給区域内の全販売量で除したもの。
※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力を含まず、大手電力の子会社を含む。

（出所）電力取引報